

## 平成26年第1回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成26年3月4日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時20分

## ◎出席議員（16名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教	18番	樋山隆四郎

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一
都市建設課長	福田光宏

上下水道課長

樋山洋平

学校教育課長

網野 榮

生涯学習課長

堀江 功一

◎事務局職員出席者

事務局長

平山 隆

書 記

薄井 時夫

書 記

大鐘 智夫

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 30 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 6 発議第 1 号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 7 議案第 19 号 那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 20 号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 21 号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 22 号 那須烏山市行政財産使用料条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 23 号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 25 号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 27 号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市農業集落排水処理施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 28 号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 24 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 26 号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市

- 長提出)
- 日程 第17 議案第29号 那須烏山市社会教育委員設置条例の一部改正について  
(市長提出)
- 日程 第18 議案第10号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算(第5号)に  
ついて(市長提出)
- 日程 第19 議案第11号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予  
算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第20 議案第12号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算  
(第1号)について(市長提出)
- 日程 第21 議案第13号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第22 議案第14号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第  
3号)について(市長提出)
- 日程 第23 議案第15号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第24 議案第16号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)について(市長提出)
- 日程 第25 議案第17号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第4号)について(市長提出)
- 日程 第26 議案第18号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第3  
号)について(市長提出)
- 日程 第27 議案第 1号 平成26年度那須烏山市一般会計予算について(市長提  
出)
- 日程 第28 議案第 2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につ  
いて(市長提出)
- 日程 第29 議案第 3号 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算につい  
て(市長提出)
- 日程 第30 議案第 4号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算に  
ついて(市長提出)
- 日程 第31 議案第 5号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計予算について  
(市長提出)
- 日程 第32 議案第 6号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算

- について（市長提出）
- 日程 第33 議案第 7号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第34 議案第 8号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第35 議案第 9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計予算について（市長提出）
- 日程 第36 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さん、おはようございます。また、大勢の傍聴者の皆さん、大変御苦労さまです。

本定例会は、私ども議員にとりまして最後の定例会でございます。また、執行部の課長の皆さんの中にも任務を終わろうとしている方もいると思います。どうか最終日の3月14日まで活発な質疑応答をされますよう、お願いを申し上げます。

ただいま出席している議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成26年第1回那須烏山市3月定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、去る1月27日に御逝去されました滝田志孝議員の功績をたたえまして、議会議員を代表し、小森幸雄議員が追悼演説を行います。

13番小森幸雄議員。

[13番 小森幸雄 登壇]

○13番（小森幸雄） おはようございます。ただいま佐藤雄次郎議長から発言の許可がありましたので、私から、滝田議員に対する追悼の話を申し上げたいと思います。

去る1月27日、幽冥境にして逝去されました滝田議員を悼み、本日ここに平成26年第1回定例会にあたり、市議会議員一同を代表いたしまして、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。古来よりの言葉のとおり、生あるものの宿命とはいえ、あなたの死はまことに惜しく、万感胸に迫るものがございます。

思い起こせば、昭和62年4月、滝田議員と私は、ともに烏山町議に初当選を果たし、以来二十数年の長きにわたり二人三脚でこの烏山地域の振興発展のため全力投球をしてきました。その間、旧烏山町議会議員、そして那須烏山市議会議員等、数多くの要職をこなし、12月定例会でも私の隣の席でいつもながらの明快な質問をしていました。

あなたが愛する郷土那須烏山市の前途は多事多難であります。このふるさと那須烏山市の発展を生涯のライフワークにしていた滝田議員を思い、その不屈の信念と市政に対する責任感の強さをひしひしと感じ、いかにかけがえのない仲間を失ったことか、ざんきにたえません。

あなたの胸中を思うとき、我々がなさねばならぬことは、あなたが愛した郷土那須烏山市の発展のため、一丸となって邁進することです。滝田議員は至誠剛健にして、情義に厚く、多くの人から敬愛をされておりました。志孝ちゃん、志孝ちゃんの愛称でこぶしを震わせる風貌も今はなく、この議場から忽然と消え去られた悲しみを今じっとかみしめております。非常に残念でございます。

ここに那須烏山市議会の一同の名において、亡き滝田議員の残された数々の功績をたたえ、

改めて心から冥福を申し上げまして、私の追悼の言葉といたします。

○議長（佐藤雄次郎） ただいま小森幸雄議員の追悼演説が終わりました。

それでは、ここで滝田志孝議員の御冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。全員御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（佐藤雄次郎） 黙祷を終わります。ありがとうございます。御着席をお願いいたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日の定例会にあたり、去る2月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

---

#### ◎市長挨拶

○議長（佐藤雄次郎） ここで、市長の挨拶並びに行政報告を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 平成26年第1回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末にありまして何かと御多用のところ、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、2月の記録的な大雪は各地で大きな被害をもたらし、栃木県におきましては過去5番目の規模となる142億8,600万円の農業被害に及びました。市長会では、町村会と連名で農漁業災害対策特別措置条例の速やかな適応や再建、生活への新たな支援策、事務手続の簡素化などを県知事宛て緊急要望したところであります。

本市におきましては、ビニールハウスの倒壊など、約2,500万円の被害がございました。県内の被害の0.17%と比較的少ない被害額ではございますが、農業は本市の基幹産業であり、当事者の農家にとりましては大きな問題でございますことから、県内市町や栃木県関係機関、団体と連携をして対応してまいりたいと考えております。

一方、明るい話題もございます。市を挙げて待ち望んでおりましたJR烏山線への蓄電池電車アキュムの初運行がいよいよ間近となりました。来週末には、豊かな自然の中を最新の蓄電池電車と懐かしいキハ40系ディーゼル車両が同じ路線を走るという全国でも例のない新しい

歴史が那須烏山市に刻まれます。本市にとりましては、観光、誘客など地域の活性化とともに、騒音、振動、二酸化炭素排出量の低減が図られ、県都宇都宮市に向かう市民の足として利便性向上に大いに期待できるものと考えております。

あわせて、烏山駅と大金駅の駅舎が刷新をされます。JRでは、駅員の合理化を進めておりまして、大金駅の無人化等もございましたが、新型車両運行により利用向上が図れば、さらなる利便性向上に向けた対応にも結びつくのではないかと期待を寄せているところでありまして、このため、市では運行初日の3月15日、地元金井町若衆や山あげ保存会等の協力を得まして、山あげ祭を開催し、観光客等を迎える予定であります。

また、市の特産品や新鮮な農産物、グルメなどを直売するため、関係者が協力をいたしまして24の店舗が軒を連ねるおもてなし広場を企画いたしております。また、さらに、老舗蔵元の島崎酒造さんもこの日に合わせまして、東力士酒蔵まつりを開催し、祝賀ムードを盛り上げる予定であります。議員各位におかれましても、何かと御多用の折とは存じますが、足を運ばれまして、長い歴史の中でも極めてまれな春の山あげ祭をごらんいただきますとともに、関係者の皆様を激励し、来訪者を歓迎いただければ幸いです。

さて、景気の回復基調は、地方においてもわずかながらではございますが、その兆しが見られるようになってまいりました。県の経営者協会の調査では、県内企業の65.6%が賃上げを検討しているとしておりまして、据え置きは19.3%にとどまっているようであります。しかし、4月からの消費税引き上げにつきましては、約7割が影響ある、このように答えておりまして、企業活動の懸念材料となっているようであります。

このような中、平成26年度的那須烏山市政は、2年目となる総合計画後期基本計画に基づきながら、選択と集中による事業効果の向上を図りながら、ひかり輝くまちづくりを進めてまいる所存であります。

本年度、検討を進めてまいりました11項目のまちづくりプランにつきましては、それぞれ進捗状況に差はございますが、総じて今後の基本的方向性を定めてきたところでありまして、今後は基本構想あるいは基本計画等に向けた準備を進めてまいる状況にあります。

また、景気の好転に期待をかけつつ、活性化に欠かせない雇用の場の確保対策と人口減対策といたしまして、関係機関と連携をいたしました企業誘致、定住促進等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

教育、福祉、医療分野は、引き続き市民生活のかなめとして最優先で取り組むべき課題であります。学校再編に向けた準備を進めますとともに、学校ICTの推進、情報教育ネットワークの充実等を図ってまいります。また、本市の活性化に欠かせない烏山高等学校の支援、文武両道教育、ABC/R運動の推進など、教育のまち構想も進めてまいりたいと考えております。



もちろん市民の生活に欠かせない道路整備事業を初め、再生可能エネルギー対策、農業振興対策につきましても、引き続き積極的に推進をしてみたいと思います。

なお、広域行政事務組合の事務事業であります。神長に建設を進めてまいりました消防庁舎がいよいよ今月25日に竣工式を迎えます。本地域における消防、救急機能の充実が図られ、本市の安全、安心対策の向上に大きな効果があるものと期待をいたしております。

以上、新年度の市政方針につきまして主だったところを述べさせていただきましたが、今次定例会におきましては、提案申し上げます案件は、報告案件2件、当初予算案9件、補正予算案9件、条例改正案11件、人事案1件の、合わせて32件でございます。何とぞ慎重御審議を賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、

15番 高田悦男議員

16番 中山五男議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月14日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

日程第3 報告第1号と日程第4 報告第2号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてを、同じ報告案件でありますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（佐藤雄次郎） よって、報告第1号及び報告第2号について、一括して議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号、報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告についてでございます。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものであります。

内容でございます。平成25年12月29日午後0時40分ごろ、栃木県が管理をする那須烏山市藤田1480の1付近の県道熊田喜連川線において、防火水槽への注水のため道路上にホースブリッジを設置し、通過車両の誘導を行っていたところ、相手方車両が通過の際、ホースブリッジに車両が接触をし、サイドステップに損害を与えてしまったものであります。なお、損害賠償額は相手方車両の修理費用でありまして、損害額16万3,800円のうち、市の過失割合90%相当額といたしまして14万7,420円の全額を市が支払うことで和解が成立をしたものであります。

報告第2号です。専決処分の報告についてであります。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

専決処分の内容は、平成25年12月20日午後2時50分ごろ、那須烏山市向田2657-2の相手方住宅において、新築住宅家屋評価を行っていたところ、過ってバインダーを床に落下させ、床に損害を与えてしまったものであります。なお、損害賠償額は相手方住宅の床の修理費用でありまして、損害額2万6,250円の全額を市が支払うことで和解が成立をしたものであります。

以上、報告第1号、第2号を一括して御報告申し上げます。ぜひ、御了承いただけますよ

うお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 専決第1号でございますが、防火水槽への注水のため、道路上にホースブリッジを設置して、通過車両の誘導を行っていたところ、相手方車両が通過する際に、ホースブリッジと車両が接触してサイドステップに損害を与えてしまったというんだけど、なぜ誘導しているのにもかかわらず、誘導に従わないのに、相手方の過失が10%で、市の過失が90%なのか。これはどこで決まったのか。その内容についてもう一度説明をいただければと思います。

専決第2号でございますが、これにつきましても、過ってバインダーを転落させたと。新築住宅の家屋評価確認ということだと思いますけれども、市の過失が100%ということございまして、この修理費はもう既にこの2万6,250円も相手方が払って修理が終わったものについて支払いをするということなのか。これは何か業者間の見積もり等の内容によって払うということに決まったんでしょうかね。その辺、ちょっと不明でございますので。

また、これは車両事故と違いまして、いわゆる共済の保険適用はどんなふうになっているのか。その辺についてももう一度御説明をいただければと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） まず、第1点の質問についてお答えをさせていただきます。

今回の給水中の事故に関しましては、これは総合賠償保険の適用になりますので、そちらのほうの保険の査定のほうで決定した負担割合でございます。なお、このホースブリッジの高さと車高の高さ、それほど差がございませんでした。

消防団もゆっくり通るようということでしたが、当事者、車の運転手は若干難しいのではないかなというようなことでちょっとやりとりがありまして、そこら辺が大丈夫だという判断をしたんですが、やはり車がやや沈み込んだりとか、重さの関係で、どうしても真ん中のところが通常言われます、こすってしまったというか、乗り上げてしまったような状況になってしまいました。そのようなことで、保険のほうの査定で決定したわけでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 専決第2号の関係でお答え申し上げます。

修理のほうにつきましては既に済んでございます。この保険の適用なんですけれども、保険につきましては、市の総合保険ということで適用されまして、修理前に事前に見積もりを保険

会社ととったものを、保険会社と協議いたしまして、全額既に保険会社のほうからは2月の27日に本人に支払い済みでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） いいですか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この件、前もって質問に項目として提出しておかなかったんですが、今、少々疑問を生じたものですから、1点お伺いしたいと思います。この消防自動車の関係なんです、この車のほうは16万3,800円ほど損害を与えた。そうしますと、この消防ブリッジのところは無傷だったのでしょうか。もし、これにも修理費がかかるとするならば、この部分についても私は9対1の割合ですね。10%は相手方に支払わせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） ただいま消防団のホースブリッジのほうの被害はということですが、ホースブリッジにつきましてはゴム製の非常に強固なものでございまして、そちらのほうには損害はありませんでしたので、こちらのもは修繕も何も行っておりませんので、補償の対象になっておりません。

以上です。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 第1号なんですけれども、車が通過するというところで、当然道路でやっていると思うんですけれども、道路使用許可とかそういうようなものですね、警察に出しているのかどうか。その辺、もし出すとすれば、どこが窓口になって出すのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 今回、警察署に、本来であれば道路使用許可申請を出すべきところ、その手続を怠っておりました。これについては、事務局である危機管理室のほうが行うべき事務を怠ってしまったということでもあります。

以上です。

○3番（渋谷由放） わかりました。ぜひ次からはやっていただいて、図面とかそういうのもきちんとありますのでね。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

---

◎日程第5 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第5 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することとなっております。

本案は、人権擁護委員のうち、高木建一郎氏及び根本幸久氏が平成26年6月30日をもって任期満了となることに伴いまして、新たに小鍋法仁氏及び滝原一夫氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

勇退をされます高木建一郎氏は、平成20年7月1日から2期6年、また根本幸久氏は平成23年7月1日から1期3年にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献をされてまいりました。ここに両氏の長年の御活躍、御尽力に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今回、推薦をいたします小鍋法仁氏は、地元の松原寺住職として地域とのかかわりが深く、現在、三箇上自治会長や那須烏山交通安全協会の役員といたしまして御活躍中であります。

また、滝原一夫氏は、37年間の長きにわたり、県内小中学校に奉職をされ、現在、那須烏山市立烏山小学校長として御尽力をいただいているところでございますが、今年3月末日をもって定年退職される予定であります。

両氏とも、誠実温厚な人柄でありまして、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番水上正治議員。

〔10番 水上正治 登壇〕

○10番（水上正治） 10番水上でございます。ただいま上程されました人権擁護委員の選任についての討論をいたします。私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど提案の理由にもありましたけれども、小鍋法仁氏は、三箇であるんですけれども、喜連川中学、そして喜連川高校、そして、智山専修学校仏教学を勉強されました。私はその喜連川高校でクラスメートだったということでもありますので、少年期のころからよく知っているものであります。

川崎大師には45年間勤めましたけれども、最後は強化部長という本当に要職を務めておりました。平成22年に、45年間の勤務を終えて地元に戻ってくるや、すぐに自治会の副会長、平成24年から自治会長として現在も活躍されております。さらには、安全協会の役員という話もありましたけれども、さらには、市の仏教会の副会長もなされているようであります。

ということで、本当に人格識見ともすぐれております。そして、彼は常にボランティアに生きがいを求めておりますので、この人権擁護委員は全く適任であると思います。

そういうことから、今回、可決御決定をお願いいたしまして、私の賛成討論のまとめといたします。

○議長（佐藤雄次郎） ほかにございますか。

18番樋山隆四郎議員。

〔18番 樋山隆四郎 登壇〕

○18番（樋山隆四郎） ただいま上程中の人事案件についてであります。人権擁護委員としての候補者の推薦について賛成の立場から討論をいたします。

今回、推薦されました滝原一夫氏は、栃木県教員として宇都宮市内の小学校を皮切りに、境小学校、荒川小学校、各4年間、その後、那須烏山市の小学校、うち2年間は県教育委員会派遣、そして社会教育主事として烏山教育委員会へ奉職しております。37年間という長きにわたって、県内の小中学校に奉職されました。特に、市内の小中学校、境小学校、荒川中学校等で烏山教育委員会が長く、現在は烏山小学校の校長としての要職についております。

温厚誠実な人柄で、地元向田地区の信望も厚く、人権擁護委員としては適任者であると考えます。人権擁護委員として見識のある力を発揮していただくのにふさわしい方であります。

ですので、私は賛成の立場といたします。

以上で賛成討論を終結いたします。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第6 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第6 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長平山 進議員。

〔議会運営委員長 平山 進 登壇〕

○議会運営委員長（平山 進） おはようございます。ただいま上程されました発議第1号について提案理由を申し上げます。

国会においては、衆議院規則及び参議院規則において、女性議員の出産による本会議欠席を認める規則の改正を既に行っております。昨今、那須烏山市においても女性議員の議会活動と、より議会活動の環境整備のために那須烏山市市議会会議規則の所要の改正を行うものです。

何とぞ御審議の上、可決、決定いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑を許しま

す。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これにより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 発議第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第19号 那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第7 議案第19号 那須烏山市修学部分休業に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第19号 那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に係る休業期間を条例で定めることとなったのに伴いまして、関係4条例について所要の改正を行うも



のであります。

まず、那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正につきましては、現行の第2条第4項に、法律の規定に基づき上限を2年と定めていたものを、今般の法改正で修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間とされましたことから、第2条第1項中に、4年を超えない範囲内において当該修学に必要なと認められる期間と定め、大学などの教育施設の修学年数の実態に即した内容に改めております。あわせて、現行の第2条第3項を改正後の第2条第1項に組み込み、条文を再構築いたしております。

次に、那須烏山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正につきましては、現行の第2条第3項に5年と定めるとおり、定年前5年以後の日で、申請において示した日から定年退職日までの期間、部分休業を取得することができることとしておりましたが、今般の法改正により、条例で具体的年齢を定めることとなったために、第2条第1項に55歳という年齢を定め、55歳に達した職員が申請した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日以後であって、申請で示した日から定年退職日までの期間中、部分休業を取得できることにしております。

次に、那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正と那須烏山市水道事業企業職員給与条例の一部改正につきましては、いずれも修学部分休業または高齢者部分休業の承認を受けて勤務をしない場合の給与の減額規定について、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業の改正内容に即した内容となるよう、所要の規定の整備をいたしております。

以上でございますが、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

日程第7 議案第19号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第8 議案第20号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第8 議案第20号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市外在住者に対する住居手当を原則として廃止をしますとともに、時間外勤務手当の支給割合が引き上げになる月60時間を超える時間外勤務の範囲、同一週を超えて週休日の振りかえ等を行った場合、その週の勤務時間が38時間45分を超えた場合、その超えた時間を追加するものであります。また、月60時間を超えて時間外勤務をした場合の時間外勤務代休時間の取り扱いについて、所要の規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 担当課長の詳細説明を求めます。

栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） それでは、補足説明を申し上げます。

本案は、先ほど市長提案理由で申し上げたとおり、市外居住者の住居手当を平成27年4月1日から原則廃止するとともに、土曜、日曜日の週休日に勤務した場合で、同一週を超えて勤務日を振り替えた結果、その週の勤務時間が38時間45分、法定労働時間を超えた場合に、その超えた時間が月60時間に達したときは、現行の時間外勤務手当の支給率100分の

25に25%を上乗せいたしまして、100分の50を支給できる内容とするもので、職員の給与の支給に関する条例3本を一括改正するものでございます。

改正内容につきましては、以上申し上げたとおりでありますので、私からは現在の状況及び改正後の効果等について御説明申し上げます。

初めに、住居手当関係でございますが、現在の給与支給職員数は258名で、うち60名が市外居住者であり、そのうち15名が借家住まいにより、その者に対しまして月額総額で37万2,000円、年総額で446万4,000円を住居手当として支給している状況でございます。

改正趣旨につきましては、さきの議会全員協議会で説明のとおり、職員の納税意欲の推進、緊急事態に対する備え等でございますが、加えて議会からの指摘事項であります本市の人口減少に対する1つの施策として、職員の定住促進意識を図ることも大きな狙いでございます。

同様な理由で、他の自治体でも、市外居住者の住居手当を廃止した市町村で2自治体、市内居住者と市外居住者で格差をつけた市町村が5自治体あることを確認しております。

なお、今回の市外居住者の住居手当廃止に際しましては、第9条の2第1項第2号で、人事交流、出向、研修等により、勤務地までの通勤が困難な場合、同居の親族等の介護の場合を除外するとともに、今後、加えて規則で子の修学の場合、子のいじめ問題等やむを得ない事情等を明記することで、規則改正を進めております。

次に、時間外勤務手当関係でございますが、週休日の勤務を同一週を超えて振り替えた結果、その週の勤務時間が38時間45分を超えた場合の時間外勤務手当の改正でございますが、今年度、4月から12月までに、月60時間を超えて勤務した職員は8人でございます。このうち、2名程度が今回の改正により支給率が上乗せされます。想定される上乗せ分、時間総額は15時間程度でございますが、年額で申し上げますと、総額で3万円程度がこの改正により上乗せされると見込んでおります。

なお、今回の改正は、職員の給与及び労働条件等の変更でございますので、これまで組合との申し合わせに従いまして、2回の組合交渉を経て双方合意に至っております。また、法定労働時間を超えての勤務を内容とする条例の一部改正でございますので、合併後未締結でありました時間外労働協定、いわゆる三六協定を年度内に行うことでも組合との合意ができております。

以上、補足説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 市長に2点お伺いいたします。今回のこの住居手当の削減、これは職員の定住促進を狙ったものと、このような総務課長の説明がありました。それで、258名中60名と言いましたか、が市外在住ということだそうですね。60名の中には婚姻等によりまして、市外在住になった職員も相当いるのではないかと思います。これ、単純に計算しまして258分の60といいますと、23%が市外から勤務しているわけでありまして、

けさの下野新聞を見ましても、また三十数名、約40名ほど人口が減少しているわけですが、市長は常日ごろから、この定住促進について部課職員に対してどのような指導、お願いをされているのか、この1点お伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この定住策については、今、データにつきましては議員御指摘のとおりであります。総務課長からの報告のとおりであります。

この定住、企業誘致は、今、私どもの本当に喫緊の課題だということで、その都度そのような訓示の中にも入れているわけがございますけれども、そういう中で、今回のこの条例の改正でございますけれども、職員間の不均衡の解消という狙いもございます。やむを得ず、どうしても市外で定住しなければならない。また、市外に家をつくってそのローンの返済をしているという職員もおります。そのような不均衡の是正がやはり何と云っても大きな目的でございます。

さらに、納税意欲、そういったところを高めていただいて、少しでも自主財源確保に職員みずからが率先垂範をして納税意欲を高める。これはやはりこの市民全体の納税意欲の向上にもつながる。そのように考えておりますので、今後ともこの大変多い市外の在住者が職員にもいるわけございまして、事あるごとにそういったどうしても市外に住まなければならない職員以外の職員については、さらにさらに市内の定住を促していきたいと考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大方了解をいたしました。いずれにしても、那須烏山市の最大の課題は少子高齢化による人口減少でありますから、まず、職員がみずから那須烏山市内に定住するよう、さらに市長としては御指導いただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。よって、議案第20号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第9 議案第21号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第21号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、月額賃金が適用される医師、看護師及び準看護師の適用対象を明確化し、介護支援専門員の賃金の引き上げ、条例の適用対象となる嘱託職員等の職種に廃棄物監視員を追加するため、所要の改正を行うものであります。

主な内容を申し上げます。まず、月額と日額の項にある看護師及び準看護師の適用対象を明確にするため、月額賃金が適用される看護師及び準看護師の名称を嘱託看護師及び嘱託準看護

師といたしまして、あわせて医師の名称を嘱託医師と改めるものであります。

この嘱託看護師及び嘱託準看護師が適用される職種は、診療所、その他特定の施設において、傷病者に対する療養上の世話や医療行為を行うことを日常の業務とする者や、熟練をした看護技術と知識を有する看護師であります。

次に、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーの賃金額について、保健師、看護師との均衡を図りますとともに、その特殊性、専門性を考慮し、日額8,800円から日額9,600円に改めるものであります。

介護支援専門員は、要支援、要介護認定を受けたい人からの相談を受け、ケアプランを作成し、介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる役割を担っております。介護支援専門員の資格は、所定の試験に合格し、所定の実務研修を受けて付与されますが、試験を受けるには社会福祉士、保健師、看護師などの法定資格による5年以上の実務経験を有するなど、特殊性、専門性を有するものであります。このため、今般、保健師や看護師と同等の賃金水準とすることにより、円滑な人員確保を図り、適切な業務の執行に資することにいたしております。

次に、本条例の適用対象となる嘱託職員等の職種に廃棄物監視員を追加し、環境課に配置をさせ、また、その賃金は作業員との均衡を図り、日額8,500円に設定するものであります。廃棄物監視員を環境課に常勤として配置することにより、不法投棄情報の早期確認、ポイ捨て等の不法投棄廃棄物の早期回収等迅速に対応することが可能となり、きめ細かな住民サービスの提供が可能となることが期待できます。

なお、本条例の適用対象となる嘱託職員等の職種に廃棄物監視員を追加することに伴い、付則の第2項において、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、当該条例に規定をされている非常勤特別職である廃棄物監視員を削除することといたしております。

以上、提案理由の説明といたしますが、慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それぞれ改正内容はわかったんですけども、この介護保険認定調査員が介護支援専門員になるわけですけども、おおむね何人いるのか。あわせて下の介護支援専門員が調査員、これ、原稿は逆になっているんですけども、この調査員も何人ぐらいいるのか、説明をいただきたいと思っております。

それで、廃棄物監視員が月額3万5,000円だったものを、日額8,500円にするということでございまして、現在、廃棄物監視員は10名いるのかな。それで、この同じ人数を嘱託

職員として環境課に配置をして、そして、毎日巡回にあたるというふうなことになるのか。その辺の事業内容について説明いただければと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） それでは、何名いるかということですが、まず、介護支援専門員は今現在1名おります。介護保険の介護度を調査する介護保険認定調査員は現在2名おります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 2番目の質問にお答えしたいと思います。

毎日どんなことをやるのかということの事業内容ということだと思いますけれども、今まで廃棄物監視員の方には月5回ほど巡回していただいたところですが、それを常駐の2名の廃棄物監視員を環境課に配置していただいて、廃棄物の監視、あと以前ですとタイムラグがあったものをすぐ回収するということですね。あとは、さらに分別をしてそれを広域へ持っていったり、広域に持っていけないものは別な処理業者に委託をするということがございます。

あとはそのほかに、うちの課、保全担当が2人、対策担当が2人ということで、私を含めても5人という小さな課でございますので、県からの移譲事務が増加したということとか、環境行政の増、あとは環境基本後期計画のPDCAの充実ということを考えまして、両担当のお手伝いをしていただくとか、例えば死亡犬、猫の回収とか、あとは捕獲器の設置回収とか、あとは簡易な事務のお手伝いを願うように考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 廃棄物監視員ですね。そうしますと、現在いる10名の廃棄物監視員、月5回巡回されてきたところでございますが、これは今回からなくなって、4月1日からは常駐者2名で行う。こういうふうになるということですね。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 今、平塚議員が御指摘のとおりでございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 今回、改正の中の介護支援専門員、これはケアマネージャーだそうですが、この引き上げについてお伺いいたします。今回は8,800円から9,600円と800円ほど引き上げることになるわけですが、市ではさまざまな部門において日額で支払っている委員さんの日当があります。その業種によっては、一、二時間の会議で終わるものもあ

れば、ややもすると1日丸々かかるような会議とか仕事があるのではないかと思います。このケアマネージャーの方々というのは、あまりにも安いというような考えをしているんですが、実際にこの日額といっても、大体1日何時間ぐらいの仕事量があるのか。この点について1点お伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 介護支援専門員の仕事量といえますか、業務内容ということでございますが、ケアマネージャーと言われていますが、介護の要支援または要介護の認定とほかに、そのサービスが利用できるように利用者、家族等を面接しまして相談を受けたりしています。

その後、サービスの利用計画書、いわゆるケアプランというものを作成しまして、サービスが利用できるように介護サービス等の事業者等の調整等を行っているところでございますが、事業量といえますか、約50人ぐらいの対象者を扱ってまして、年間月1回ケアプランを作成しなければならないものですから、約500から600件のケアプランを策定しております。

以上です。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） この廃棄物監視員さんですね、今までは10人ほどいて、5回ほど回られたということですが、今度は2名専属ということになりますと、当然車両関係ですね。今あるものもあるんだと思うんですが、専属ですから、不法投棄されないように、しっかり監視員の看板をつけてパトロールができるような、いいものを整備したほうがいいのではないかなと思うんですが、その辺の考えはございますでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 質問にお答えしたいと思います。

今現在、うちの課に利用させていただいている軽トラックが2台ほどございますので、これを利用して監視をお願いしたいと思っています。朝一番に打ち合わせをして、午前中出でて、1人で回収できるものは回収していただいて、2人じゃないと回収できないような重いもの、例えば冷蔵庫とかそういったものは、帰ってきてお昼後に打ち合わせを2人でしていただいて、お互いにお手伝いをする。そういったことを計画してございます。

以上でございます。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第21号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。よって、議案第21号については、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時21分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第10 議案第22号 那須烏山市行政財産使用料条例等の一部改正から、日程第14 議案第28号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正についての5議案について、いずれも消費税の引き上げに伴う改正でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

---

◎日程第10 議案第22号 那須烏山市行政財産使用料条例等の一部改正について

◎日程第11 議案第23号 那須烏山市駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正について

◎日程第12 議案第25号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

◎日程第13 議案第27号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市農業集落排水処理施設、管理及び使用料条例の一部改正について

◎日程第14 議案第28号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） よって、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第27号及び議案第28号までの5議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第22号、23号、25号、27号、28号につきましては、いずれも消費税率の引き上げに伴う使用料、手数料等の取り扱いに関する条例の改正であります。一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号は、那須烏山市行政財産使用料条例等の一部改正についてであります。本案は、本年4月からの消費税率引き上げに伴い、消費税が課される1カ月未満の土地の使用、道路占用等に係る使用料について、所要の規定を整備するため、関係5条例を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、これまで使用料や占用料の額に100分の105を乗じて得た額とするなどと消費税分を上乗せしてきた条文を、使用料や占用料の額にその額に対する消費税法の規定により算出をした消費税の額と、地方税法の規定により算出をした地方消費税の額とを合算した額を加えた額とすると改正することにより、今後、再び消費税率が改正をされた場合にも適用できるものとしております。

議案第23号は、那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正についてであります。本案は、消費税率の引き上げに伴う駐車場使用料について所要の規定の整備をするため、条例を改正しようとするものであります。

主な内容は、烏山中央公園前月極有料駐車場及び烏山駅前月極有料駐車場の使用料について、これまでの内税方式による使用料体系を外税方式に変更するものであります。

具体的には1カ月3,150円としていた駐車場使用料を3,000円に、その額に対する消費税相当額を加えた額とし、1カ月1,050円とした駐車場使用料を1,000円に、その額に対する消費税相当額を加えた額と改正をし、今後、再び消費税率が改正された場合にも対応できるものとしたしております。

議案第25号は、那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてであります。本案は、消費税率の引き上げに伴う各診療所の往診等に係る自動車使用料及び健康診断書等の作成手数料について、所要の規定の整備をするため、関係2条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容は、各診療所の往診等にかかる自動車使用料について、自動車の使用1回につき定額500円としていたものを外税方式に変更し、自動車の使用1回につき500円に、その額に対する消費税法の規定により算出した消費税の額と地方税法の規定により算出した地方消費税の額とを合算した額を加えた額と改正し、今後、再び消費税率が改正された場合にも対応できるものとしたしております。

また、健康診断書等の作成手数料についても同様に外税方式に変更し、それぞれの書類ごとに定められた使用料の額に、その額に対する消費税相当額を加えた額を手数料の額に改正するものであります。

議案第27号は、那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市農業集落排水処理施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてであります。本案は、消費税率の引き上げに伴う下水道使用料について、所要の規定を整備するとともに、不正な使用態様の変更を防止するため、井戸水など水道水以外の水を排除することとなった場合等の届け出義務に関する規定を設けるものであります。

また、企業誘致、企業の撤退防止の観点から、企業誘致等を支援するため、下水道使用料の減免に関する規定を追加するものであります。

議案第28号は、那須烏山市水道事業給水条例の一部改正についてであります。本案は、消費税率引き上げに伴う水道料金及び水道加入金について、所要の規定を整備するとともに、公共料金の負担軽減と生活福祉の向上のために、小口径13ミリメートルと20ミリメートルの水道料金の一部を改正するものであります。

小口径水道料金は13ミリメートルと20ミリメートルのそれぞれの基本料金の基本水量を10立方メートルからゼロ立方メートルに見直し、10立方メートル以下の超過料金を設定することにより、現行の使用基本料金から約31%から43%減額をするものであります。

また、手数料について項目を一部追加するとともに、消費税の課税対象との関係を調整し、条文の見直しを行うため、所要の規定を整備しようとするものであります。

以上、議案第22号、23号、25号、27号、28号の提案理由を一括して説明を申し上げます。なお、議案第27号及び議案第28号につきましては、上下水道課長から補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） ここで、担当課長の詳細説明を求めます。

樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） それでは、命によりまして、議案第27号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市農業集落排水施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

主な内容は、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の消費税の税率の改正にあわせまして、企業誘致の促進や企業の市内からの撤退を防止するための支援として、下水道使用料の減免に関する項目を追加する改正を行うものであります。

1 ページの第1条那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例の一部改正の新旧対照表をごらんください。目次は条の追加による改正でございます。

第21条は、使用料の消費税の改正でございます。第28条は、水道水以外の水使用による下水道使用料の不正未払いに対応するための使用態様の変更の届け出を義務づけさせた規定の追加でございます。

2 ページをごらんください。1条を追加したため、現行の28条から39条を1条繰り下げました。第40条第1項は、使用料等の減免の規定でございますが、これを1号として多量の水を使用するもので、かつ付則で定める要件を満たすものであるときを加えるもので、付則では市内の製造業の振興と誘致企業の撤退防止の観点から、間接的な支援を強化し、市内への誘致企業の促進のための立地条件を向上させる観点から、付則として製造業を営むものであること。2つ目が、排除汚水量が2カ月当たり1,000立方メートルを超過していること。3つ目が製造業に使用された工場排水であること。4つ目が排出された下水の水質が条例の規定に即応していることなどを要件といたしまして、これらの要件を満たしている利用者に対し、排除汚水量が1,000立方メートルに相当する使用料の額を控除した残りの金額を免除対象額といたしまして、その減免額は援助対象額の2分の1の額と規定する予定でございます。

これらの改正による下水道使用料が高いため、下水道に接続していない製造業者のうち、使用水量の大口事業者が下水道設備工事を促し、公共用水域の水質保全と公害防止につながるものと考えております。

41条は、使用料等の減免の取り消しの規定でございます。減免の要件がなくなったときや、虚偽などで減免を受けたりするときに、取り消しをする規定の条文の追加でございます。2条

を追加したため、現行の第40条を第42条に繰り下げました。

3ページをごらんください。第43条は、第28条に届け出を義務づけたため、最後に条文を追加し、7号と8号は条の繰り下げによる改正と語句の修正でございます。2条を追加したため、現行の41条から43条は2条繰り下げました。

次に、第2条的那須烏山市農業集落排水施設設置、管理及び使用料条例の一部改正の新旧対照表をごらんください。第13条は、使用料の消費税率の改正でございます。

4ページをごらんください。第16条は、水道水以外の水の使用による下水道使用料不正未払いに対応するため、使用態様の変更の届け出を義務づけた規定の追加です。1条を追加したため、現行の16条と17条を1条繰り下げました。

18条は、使用料等の減免取り消しの規定でございます。減免の要件がなくなったときや、虚偽の減免などを受けたときに取り消しをできる規定の条文の追加です。2条を追加したため、現行の18条を20条に2条繰り下げました。

21条は16条に届け出義務をつけたため、3号に条の追加と語句の修正でございます。なお、この条例の施行は平成26年4月1日からでございます。

次に、議案第28号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について補足説明を申し上げます。主な内容は、市長の提案理由で申し上げましたが、公共料金の負担軽減と生活福祉の改善を図るため、小口径13ミリと20ミリの水道料金の一部を改定するものです。それぞれの基本料金の基本水量を10立方メートルからゼロ立方メートルに見直すとともに、現行の基本料金から約31%から43%減額になります。これにより小口径13ミリと20ミリについて10立方メートル以下の超過料金を設定するとともに、水道料金の消費税等の税率変更と手数料の項目の一部を追加する改正を行うものでございます。

1ページ的那須烏山市水道事業給水条例の一部改正の本則の新旧対照表をごらんください。主なものを説明いたします。それ以外は語句の修正などの改正でございます。

3ページの第17条につきましては、原則は受水槽の手前にメーターを設置することになってございますが、集合住宅の場合は、受水槽の先にメーターを設置して戸別に検針する場合がございます。その規定を追加いたしました。

一旦飛びまして、最後の8ページをごらんください。別表は第25条関係でさきに申し上げましたように、13ミリと20ミリの口径の水道料金の一部を改定するもので、それぞれの1カ月当たりの基本料金の基本水量を10立方メートルからゼロ立方メートルに見直すとともに、現行の1カ月当たりの基本料金を13ミリは1,580円から900円に、20ミリは2,200円から1,520円に減額いたします。

これにより、口径13ミリと20ミリについて10立方メートル以下の超過料金を1立方メ

ートル当たり68円と設定するとともに、水道料金の消費税等の税率の改正を行うものであります。

また戻りまして4ページをごらんください。第28条は、月の途中において水道使用を開始し、または使用をやめたときの料金の算定について、13ミリと20ミリの基本料金の基本水量が10立方メートルからゼロ立方メートルに見直したため、使用水量が5立方メートル以下と、それを超える場合とで計算する方法を改正するものです。

5ページをごらんください。第31条は、水道加入金の消費税率の改正であります。

6ページをごらんください。第32条第8号は、再開栓をするとき、第10号は管路網図等の写しを発行するときの手数料の追加と手数料のうち消費税が課税されるものは消費税額を加えた額を徴収する改正でございます。

なお、この条例の施行は平成26年4月1日からでございます。

また、新料金と消費税の適用となる定例分の検針は6月検針からとなります。

以上、第27号と第28号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第22号から議案第28号まで、これらは消費税の5%から8%に増税するための、それに伴う本市に関係する利用料、使用料等の改正提案だというふうに思います。

それで、今回、消費税を3%引き上げることによって、年間8兆円の増税になるというものでございますが、これは行政にとってもさまざまな取引や経費ですね、そういうものにかかってくるのではないかというふうに思われます。

消費税が増税されますと、公共事業等の工事費や水道光熱費等々経費に、購入する際にかかるわけでございまして、国や地方自治体の歳出にかかる消費税負担、この影響は一般会計で国ベースでは4,500億円と言われておりますが、本市においてはどのぐらい消費税の引き上げによって経費等に影響があるのか。試算があればお示しをいただきたいと思っております。

加えて、今回、4月1日から消費税が8%に上がるわけで、国税が6.3%、地方税が1.7%に引き上げられるというふうに聞いております。この関係で那須烏山市にはこの消費税の引き上げた分についての再配分というか、上乘せ分というんですかね、そういうものは幾らぐらい見込んでいるのか。

そして、結局差し引き事務経費は相殺ゼロというのがこの一般会計については基本だというふうに聞いてございまして、特別会計や事業会計については賦課をして市民に負担をいただくと。

こういうふうを考えていくのかなというふうに思うんですが、その増える分ですね、それはそれぞれこの会計でいうとどのぐらいの見積もりをされているのか。その辺の消費税増税に絡む出入りの市の会計内容については、どんなふうになるのか。調べているものがあれば、発表いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、今般の税率改正に伴う市の会計への影響ということでございますが、平成26年度当初予算ベースで一般会計分でございますが、積算をいたしますと、歳出につきましては、物件費、工事請負費等、備品購入費等が該当するものでございますが、それぞれ8%に増額となった場合には約1億700万円ほど増になる試算をいたしております。

なお、歳入につきましては、消費税増税分につきましては、地方消費税交付金のほうに上乘せをされるということでございますが、平成26年当初予算におきましては、約1億円ほど歳入増となる見通しを立ててございます。

以上でございます。（「その他の特別会計や企業会計等については、幾らまで増えるという見通しはないのかあるのか」の声あり）

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 消費税の影響額算出のほうについては、ちょっと計算してございませんが、引き上げに伴う消費税、預かり消費税と申しますか、その影響額につきましては、上水道、水道事業会計につきましては約1,500万円。簡易水道が150万円。下水道が120万円程度と考えてございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに、関係で。

○17番（平塚英教） いや、なければ後で出してください。

○議長（佐藤雄次郎） それでは、ほかに質疑はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 幾つか提案されているうち、議案第26号についてお伺いをしたいと思います。ここで道路占用料金徴収の額が大分変わりました。これを見ますと、現行からしますと0.38%、38%から56%と大分大幅に減額に。（「まだそこまで行ってないんじゃないか」の声あり）

○議長（佐藤雄次郎） 質問の内容がちょっと。確かめてください。

○16番（中山五男） 大変失礼いたしました。25号でしたね。はい、わかりました。

○議長（佐藤雄次郎） それでは、ほかに質疑はありませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） まず、水道料金が今度は変わりましたということで、これ、同僚議員の一般質問でもありまして、執行部のほうでもしっかり対応していただけたのかなと思うんですけども、これによりまして、多分料金の収入が減るのかなというふうに思うわけですね。どのぐらいの減額になっていくのかなということ、これ、特別会計でそのまま営業していくわけでしょうから、いろいろな管の漏れがあったり何だというようなことで、かなり投資金額も今後かかっていくと思います。それらを考慮した金額だとは思いますが、その辺の内容もひとつ説明をしていただければなというふうに思います。

あともう一つが、これは議案第25号なんですけど、これ、どういうふうを読むのかなということで、その中身ということなんですけど、第10条の2項、ずっと来まして1万円及び車代を加算すると、こういうふうになっております。この車代というのは読み込むと第9条の自動車の使用による訪問診療往復移送等受けたものは自動車の使用1回につきというようなことがこの車代なのか。もしそれが車代だとすれば、こういう条例ですから、以下車代というとかというふうには書かないと、きちんとした条例になっていないのではないかなと、そのようにまた前の1条からずっと別なところにこの車代というのが書いてあれば問題ないと思うんですけど、その辺、2点をとりあえずお願いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 水道料金の減収見込額につきましては、約1,200万円程度を見込んでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

渋井議員の御指摘のとおり、車代については第9条の往診等の車代を徴収しておりますので、今回の御指摘を基に、条例等の整備について文書法規の方と検討の上、対処したいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 1,200万円ほど減りますということですが、漏水だとかそういうのをしっかり直さないといけませんので、そっちの投資のほうもしっかりやっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 皆さんに大変御心配をおかけしております漏水関係、有収率関係につきましても、平成25年12月の補正予算によりまして老朽管の更新計画を今、現在作成中でございます。今後それに基づきまして、老朽管の布設替えも順次実施していくという考え方でございます。



○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 1点ほどお伺いしたいと思います。今ありました水道事業条例の一部改正についてちょっと1点だけ。

その中に工事負担金というのがありますね。そのことでちょっと考え方についてお伺いいたします。住宅団地の造成とかそういうことで、いっぱい仕事が増えるということは人口が増えるということで、大変好ましく、この文面を見てもいるんですが、その最後に市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担するというのでこれが追加されたと思いますが、ふだんは使用者がそれを全部負担するというのが一般的でございました。

いろいろ配水管の口径とか、利用によってはそこに団地ができないということでこういう文面になっていると思うんですが、私は大変いいことだと思います。特に、そういうことがあるように、足りなくていっぱい市長が認めるようなことがあれば人口が増えるということだと思いますので、この件について、認めるのは大変難しいと思うんですが、その考え方ですね。どこまで市長が認めるのか。その辺の考えについて市長にお聞きします。お願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の本当に大きな課題は少子高齢化、人口減少ということなわけでございます。毎月毎月人口流出が激しいということになっておりまして、地域が疲弊をするというような状況が今続いているわけですね。

そういうところから、やはりこれからはそういう定住促進、そして、特に若い世帯をこちらに呼び込みたいというようなことを考えているわけですね。その中で、水道、下水道料についても、先ほどの水道料金にいたしましても、新年度からは従量制を取り入れることにいたしました。結果として、31から48%ぐらいの減額になるということが先ほどの報告であります。

それとあわせまして、この宅造関係につきましても、今までやはり宅造業者につきましても、新築をする、そういったところもほとんどそういう自前でといいますか、建設をされる皆さん方の負担で、やはり、そういったところが大きな負担になっていたことは間違いないと思います。

そういった状況を緩和するために、状況、ケース・バイ・ケースによりますけれども、そういったところをぜひ柔軟に私は考えていきたいと思っていますので、あとこの引き込みの道路なんかもあるんですけれども、そういったところのインフラを含めて、本当に新しく住んでいただけるような具体的な策は今後大いに前向きに検討していきたいなというようなところから、その水道の配水管の布設ですね、そういったところにもぜひ優遇策をつけていきたい、そうい

うところから市長の判断によるという条を加えさせていただいたというところでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、上程中の水道料の改定という、いろいろな水道に関しては中身がいろいろありますが、工事であるとか何とか、しかし、それ以前に前にも何回も言っているんですが漏水問題、この漏水問題を早く解決しろと。億単位の金が損しているんですよ。それが今、その説明を聞いたら、これから箇所の計画を出してそれからやりましょうと。何回言ったらわかるんだ。どうするんですか、これ。こんなことやっていて、栃木県で最低ですよ、有収率。その改修のほうが先でしょうに。それに手をつけていないということがどういうことなんだか、ちょっと説明してください。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 漏水対策につきましては、先ほども渋井議員にお答えいたしましたように、老朽管の更新計画を策定中でございますが、それ以外に漏水調査を補正予算で委託料をとりまして本年度実施いたしました。旧烏山の旧上水地域につきまして漏水調査を行ったところ、40件の漏水箇所が発見されまして、ほぼ2月中にその漏水の修繕は完了してございます。今後、年度末でしめた段階で、有収率がどの程度上がるかはまだ確定はしてございませんが、1月末現在の有収率を調査しましたところ、67%程度ということで平成24年度末よりは3%程度上がっているのかなというふうに見ているところでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、40件ぐらいの漏水箇所を発見したと。そうじゃなくて、今、やっている漏水箇所の調査自体がそんな小口でいいのか。私はこの問題に関してはもう小さい川ぐらい毎日流れている。3%どころじゃなくて、これはもう早急にやらなくちゃならない。以前は愛宕台の調整池の中にあの管がまだ改修をしていなかったの、あそこから漏れているのが多いんじゃないかと。こんな想定をしていたので我慢をしていたんですが、それがない、あの修理が終わって。じゃあ、どこなんだといったときに、全面、那須烏山市、烏山の水道がありますが、ここを全てどういうふうにして調査をして、この40件の中に大口は入っていたのか、入っていなかったのか。みんな小口でちょろちょろなのかと。この辺のところの調査の結果、これを知らせてほしい。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 大口といいますか、配水管の漏水につきましては、40件のうち2件でございます。そのほかに給水管と止水栓とかの漏水が残りの38件ということにな

ります。

○議長（佐藤雄次郎） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） ちよろちよろぐらい何ぼやったって意味ないよ。配水管、給水管所のメーターの箇所なんて問題じゃないですよ、これ。もっと大きいところが漏れているわけだから、それを調査するという事は大口からまず、大口の給水している場所、これを早目に調査をして、そこで原因を追及しなければ何年かかるんだ。何十件あるんだと。何百件あるんだ。そんなことの方法が間違っているよ。

億単位の損失ですよ。改定なんかしたって全然意味ないよ。だから、俺は前々から言っているんだけど、いまだに手をつけていない。もう3年も4年も前から言っているんですよ、これは。漏水がずっとあったんだから、旧烏山時代から。合併してから全然進んでいない。だから、私が声を大きくして言わなければならないんですよ。早目に対応しろ。それは大口からどんどん調査をして、どこが漏れているのか。想定した場所じゃないんだから、その辺を早くやると。これ、どうですか。市長。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この有収率の低下の問題については、本当に毎回議会で取り上げられて、決算の時期にもちょっと問題になりましてやったところでありまして、上下水道課としては先ほど申し上げましたように、計画的に取り組んではおります。ただ、やはり烏山地区を中心といたしまして、40年以上の老朽化した施設というのは、やはり調査をしてもなかなか難しいという実態があります。したがって、この古い、経年がたった、40年たったそういった古いものから、地区ごとに配水管をやはりやり直すことしか抜本的にはないのかなと私は感じています。

そのようなところから、平成26年度の予算もそのようなことで計上をさせていただいておりますので、有収率につきましては、調査も含めて地区ごとの古いところからの配水管のやり直し、こういったところが私は基本的に必要かなという考えを持っております。

○議長（佐藤雄次郎） 休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時05分

○議長（佐藤雄次郎） 再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、議長において議事を進行、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第27号、議案第28号、これは全部、本年4月1日から消費税引き上げに伴う使用料や料金改正、こういう内容でございます。

私は、消費税8%増税そのものに反対でございますので、これらの関連の内容についても反対をさせていただきます。問題なのは、消費税は何よりも最大の不公平税制でございまして、収入のない人ほど負担が重い税制でございまして、安倍内閣は、昨年10月1日に9月に発表された4月から6月期の国内総生産のデータが実質成長率3%台という数字になったことを根拠にして、景気は緩やかに回復したとして消費税の増税を予定どおり実施するというわけでありまして。

しかし、その内容について言えば、何よりも増税前の駆け込み需要や国がばらまいた補正予算の巨額な公共工事の追加による、こういう内容によるものでございまして、国内総生産の6割を占める民間大衆消費支出が低迷していることは重大であります。

なぜ、国内の民間大衆消費支出が低迷しているのか。これは収入が目減りをしているからであります。正規職員をどんどん切り捨て、派遣、パート労働者に切りかえる。こういうことが横行する中で、所得が減っているわけでありまして。そして、この消費税を転嫁できない中小企業についても、重大な負担が助長されて、廃業に追い込まれる業者が増える、こういう問題もあります。

何よりも、この消費税増税を決めたのは、民主党の野田内閣の時代でございまして、自民党、公明党、民主党という税と社会保障の一体改革ということで進めておりますが、実際は社会保障の分野を見ただけでも、ことしから70歳から74歳までの医療費を2割負担にするとか、あるいは介護保険の改悪を進めながら、要支援については介護保険からしめ出す。しかも後期高齢者医療保健あるいは介護保険の負担増やすと。こういう内容のものであります。

その一方で、我々国民には、復興特別所得税を25年間、住民税の均等割上乘せを10年間にわたって続けるということを決定しながら、大企業については、3年間に限るというものであったものを1年前倒しでやめると。こういうことで、まさに大企業には減税、こういう内容で進めております。

そして、何よりもこういうような庶民や国民に負担を押しつけるというような増税をしますと、当然税収が減ります。そして、景気も悪くなります。景気がよかった3%から5%に消費

税を引き上げたときでさえ、大幅に景気が悪くなって、結局国の財政は赤字国債を大幅に発行するというので、債務負担額が大きく増えた。こういう時期があります。今は景気が悪いわけです。そこに加えて、この大増税を国民に課すということになりますと、景気はどん底になる。こういうことになると、財政が悪くなる。こういうことが明らかではないでしょうか。

やはり、税金は所得のある者に負担をしていただく。これが税制の基本であります。270兆円もの内部留保を抱える大企業に減税、これはとんでもありません。こういうところに負担をいただくとか、その内容についても安定した雇用で使っていただくような指導をするとか、そういうような改善を図りながら、国民の所得を増やすような政策に切りかえなければ、景気は決してよくなりません。

したがって、この消費税8%増税、そして来年の10月からは10%、それはやるかわからないかわかりませんが、そういうものも予定されておまして、このように、国民、庶民に大増税をさせて、大企業に減税、これはとんでもないことなんですということを重ねて訴えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第22号 那須烏山市行政財産使用料条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第23号 那須烏山市市民駐車場設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第25号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第27号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市農業集落排水処理施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第28号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### ◎日程第15 議案第24号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第15 議案第24号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第24号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行規則で規定する国民健康保険の被保険者とし不在の特別の事由があるものを定めるため、一部を改正するものであります。具体的には、児童福祉法の規定により、市内の児童福祉施設に入所する児童または里親に委託をされている児童等で、民法に規定する扶養義務者がいない者を国民健康保険の被保険者から除外し、担税能力のない児童が減免

申請しなくても課税されることがないようにするものであります。なお、当該児童の医療機関受診に際しましては、県の公費負担による受診が可能となっております。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体説明でわかったんですけども、現実にこれが適用になるようなケースが今まであったのか。あるいはこれから発生する予定があるのか。その辺の説明があればお願いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） ただいまの平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、市内の児童福祉施設に入所されている児童の中で1名該当者がいらっしゃいます。その該当者の救済ということで、他市町でも被保険者の適用除外ということで保険者から外して、担税能力のない子供1人世帯についての税の減免申請を毎年行うことがないように、こういった規定を設けているところもございますので、本市もそれにならって、養護施設等も多いものですから、今後こういうケースも考えられますので条例の整備をしたところでございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第16 議案第26号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第16 議案第26号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号 道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、市道の占用対象物件及び占用料について所要の改正を行うものであります。占用料は、地価水準等をもとに人口、市町村により全国を区分して定められております。地価水準は全国的に下落を続けておりましたが、東京圏など一部で下げどまりまたは反騰に転じつつある地域と、依然として下落をしている地域で固定資産税評価額に大きな格差が生じております。

また、市町村合併の進展による市域の拡大等で、固定資産税評価額の平均値が低廉なところも散見され、市の中でも固定資産税評価額に格差が生じております。このため、より地価に即した所在地の区分と最新の固定資産税評価額等を踏まえ、道路法施行令の一部が改正されたところであります。

この改正に基づき、本市の占用料単価を改正するものであります。あわせて、道路法施行令の引用条項について所要の規定の整理を行っております。

なお、施行期日につきましては、同政令の改正に合わせて平成26年4月1日といたしております。

何とぞ慎重御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。



16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 引き上げられた理由につきましては、ただいまの大谷市長の説明で大方理解をいたしました。ならば今回、占用料、どのぐらい予算額で減額になるのか。その見込額についてお伺いしたい。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 中山議員の今回の引き下げでどのぐらい影響があるかという件について答弁させていただきます。

平成24年度の実績で占用料が432万518円です。今回の改正で230万円というふうを考えておりますので、約200万円の減額になります。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 今までこの消費税の話をしてまいりましたが、これは消費税というものの、土地ですから消費しないので消費税はかからないのか。それとも、内税としてこの中に入っているのか。その辺のところを教えてくださいと思うんですけども。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 渋谷議員の消費税の内税か外税かという質問にお答えさせていただきます。

1カ月未満の場合は消費税がかかるということなものですから、1カ月未満の占用のときにはかかります。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） そうすると、その辺はどこかに、もともとの条例に書いてあるわけですかね。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 先ほどの議案第22号の中に、1カ月未満の場合には消費税がかかるという文面が入っており、条例改正しておりますので、そのとおりになっております。

以上でございます。

○3番（渋谷由放） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第17 議案第29号 那須烏山市社会教育委員設置条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 次に、日程第17 議案第29号 那須烏山市社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号 那須烏山市社会教育委員設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、社会教育法の一部を改正する法律がことし4月1日から施行されるのに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準が削除され、当該委嘱の基準は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、委嘱の基準を定めるものであります。

また、教育委員会の略称規定を委員会から教育委員会に改め、社会教育委員会議の適正な運営を図るために設置する委員長や副委員長に関する事項や、会議の運営に関する事項を規定するとともに、公民館運営審議会委員の兼務を追加いたしております。

慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第18 議案第10号から日程第26 議案第18号までの平成25年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の9議案を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

- ◎日程第18 議案第10号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について
- ◎日程第19 議案第11号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第20 議案第12号 平成25年度熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について
- ◎日程第21 議案第13号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第22 議案第14号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第23 議案第15号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第24 議案第16号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第25 議案第17号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- ◎日程第26 議案第18号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（佐藤雄次郎） よって、議案第10号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）から議案第18号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）までの9議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第10号から議案第18号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号は、平成25年度那須烏山市一般会計補正予算第5号についてであります。本案は、平成25年度一般会計の予算の歳入歳出をそれぞれ2,557万1,000円減額

し、補正後の予算総額119億8,467万5,000円とするものであります。今回の補正は主に国・県補助事業等の精算及び確定に伴うものであります。

なお、人件費につきましては、諸手当等の精算及び退職手当組合負担金等の増額補正を行いました。

主な内容を申し上げます。まず、歳出であります。議会費は、議会運営費といたしまして委員会活動事業等の精査に伴う減額であります。

総務費は、総務管理費として臨時職員賃金や市歌制作委託料の減額であります。市有設備整備基金費は、各種事業の確定、精算により、市有施設整備基金へ1億9,521万2,000円を積み立てることにいたしました。

庁舎整備費は、南那須庁舎電話交換設備改修工事、防火シャッター交換工事等に係る費用を計上いたしました。

難視聴対策費は、地デジ難視聴地域解消事業補助金の見込みがなくなりましたことから減額をするものであります。

参議院議員選挙費及び那須烏山市長選挙費は、選挙執行終了による精算であります。那須烏山市議会議員選挙費は、ポスター掲示板、入場券印刷等の事前準備に係る予算を計上いたしました。

民生費は、国県補助事業の確定、精算に伴う内容であります。

また、国民健康保険特別会計の財政事情を考慮し、国の施策である財政安定化支援事業の基準に基づき、国民健康保険繰出金を計上いたしております。

障害者総合支援事業費は、障害者介護給付、訓練等給付費等の事業精算に伴う減額であります。

高齢者生きがい対策費は、高齢者福祉タクシー事業費の利用者の増加に伴い増額をするものであります。

児童手当給付費、私立保育施設運営費委託事業費等は、事業の精査に伴う減額であります。にこにこ保育園運営費は、臨時保育士、看護師の賃金を予算計上いたしましたが、採用に至らなかったことから減額するものであります。

生活保護総務費は、平成24年度生活保護費国庫負担金等の返還金であります。

衛生費は、保健衛生総務費として、予防接種事業費における子宮頸がん予防ワクチンの予防接種等において、当初の接種見込み数を下回ったため減額をするものであります。

塵芥収集処理費は、被災瓦れき、木質廃材処理費を増額するものであります。

農林水産業費は、主に各種事業の精算、精査に伴う内容であります。

商工費は、JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費として、3月15日に運行が始まる蓄

電池駆動車両の歓迎イベントに係る経費を計上いたしましたが、大金駅前通り街路灯取替工事等の事業精査に伴い、総額で減となっております。

土木費は、事業費の精算に伴うものでありますが、道路維持管理費といたしまして、今後の降雪時における路面凍結に備え、除雪業務委託料を追加いたしております。

消防費は、消防施設整備費といたしまして、小型ポンプ積載車1台が国から無償貸与されるため減額をするものであります。

教育費は、事業費の精査に伴うものであります。

災害復旧費は、事業の確定に伴う精算であります。また、観光施設災害復旧事業費は、自然休養村解体工事設計業務の内容精査に伴う減額及び大金駅前観光施設の詳細設計を次年度に延ばしたために減額をするものであります。

次に、歳入であります。市税は、個人市民税滞納繰越分、法人市民税現年課税分、固定資産税現年課税分及び滞納繰越分において、増収が見込まれますことから増額をするものであります。

譲与税、交付金等は額の確定に伴うものであります。

普通交付税は、国の補正予算に伴う調整額が交付されることにより、増額するものであります。

国・県支出金は、事業費の確定に伴う精算であります。

繰入金は、国・県補助金等の事業精査に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

諸収入は、学校給食等の検査費に係る原子力発電所賠償金と栃木県市町村振興協会からオータムジャンボ宝くじ市町村交付金の確定に伴うものであります。

寄附金は、奨学基金寄附金として東京都小平市秋山 久様、1名の匿名様からであります。また、図書館寄附金といたしまして、烏山ロータリークラブ様、ふるさと応援寄附金といたしまして、南那須地区工業者懇話会様、東京都東久留米市西山王枝様、東京都世田谷区小清水日出夫様、広島県三原市竹本正博様、埼玉県さいたま市宇塚光男様、3名の匿名様からであります。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしております。御芳志に対して深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第でございます。

議案第11号は、平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出をそれぞれ37万4,000円増額し、補正後の予算総額36億4,928万9,000円とするものであります。

主な内容は、国民健康保険事業報告システムのバージョンアップ及び高齢者医療制度の改正に伴うシステムの改修並びに一般職員人件費の精査に伴うものでございます。これらの財源は、

一般会計繰入金及び諸収入をもって措置をいたしました。

なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第12号は、平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、熊田診療所特別会計の歳入歳出をそれぞれ94万7,000円増額し、補正後の予算総額を5,324万7,000円とするものであります。

歳出は医療会計用ソフトOSであります。ウィンドウズXPのサポート期間が4月に終了しますことから、パソコン及び医療会計用ソフトを入れかえる費用であります。

また、歳入は、へき地医療施設運営費補助金317万8,000円が交付決定されたことに伴い、一般会計繰入金223万2,000円を減額するものであります。

議案第13号は、平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出をそれぞれ749万2,000円増額し、補正後の予算総額を3億1,679万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険料の増額及び保険基盤安定負担金額の確定に伴う減額であります。これに伴い、歳入は保険料を増額し、保険基盤安定繰入金を減額いたしました。なお、前年度繰越金につきましては、一般会計へ戻し入れをいたしております。

議案第14号は、平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ8,237万円減額し、補正後の予算総額23億8,690万円とするものであります。歳出の主な内容は、各事業費の精査に伴い過不足が見込まれる保険給付費及び地域支援事業費等の補正であります。

歳入は、保険料、国庫・県支出金及び支払基金交付金等の精査に伴い、充当財源を補正いたしております。

議案第15号は、平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ156万8,000円減額し、補正後の予算総額を5,647万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人件費の精査に伴う減額であり、これに伴い歳入の一般会計繰入金を減額いたしました。また、前年度の特別会計予算に不要額が生じたために、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

議案第16号は、平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,404万円増額し、補正後の予算総額を3億9,782万3,000円とするものであります。歳出の主な内容は、国の

補正予算による管渠工事に伴う下水道整備費の増額であり、これに伴い、歳入の国庫補助金及び市債を増額するものであります。なお、本事業は翌年度に繰越処理することといたしております。また、前年度の特別会計予算に不要額が生じたために、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

次に、議案第17号は、平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出をそれぞれ26万8,000円減額し、補正後の予算総額を1億867万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、燃料費、電気料金の値上げに伴い不足した費用、水道設備の故障に伴う修繕費の追加及び施設整備費の工事費等の精査に伴うものであります。これにより、主な財源である水道事業収入、諸収入及び負担金等を調整いたしました。

議案第18号は、平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号についてであります。本案は、水道事業会計予算の収益的収入の営業外収益を104万1,000円減額し、補正後の予算総額を5億4,134万2,000円とし、収益的支出の営業費用を738万3,000円減額し、補正後の予算総額を5億4,132万7,000円とするものであります。

収入の主な内容は、消火栓維持管理費負担金の減額であり、支出は資産減価償却費の減額などであります。資本的収入では、加入金を330万円増額し、他会計負担金47万4,000円を減額等により、補正後の予算総額を7,975万8,000円とするものであります。

資本的支出では、旭1丁目地内配水管布設替工事に伴う舗装復旧工事の実施を見送ったこと等によりまして、建設改良費を4,360万円減額し、補正後の予算総額を4億2,594万5,000円といたしました。

以上、議案第10号から議案第18号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 2点ほどお伺いします。

先ほど市長の説明の中で聞き漏らしたかもしれませんので、あるいは失礼かもしれませんが、総務費の情報政策推進費の難視聴対策350万円減とありますけれども、地デジ関係の難視聴対策だと思われましても、市内の難視聴対策はどの程度進んでいるのか。全て終わったのかどうか、その辺を含めましてお聞きしたいと思います。

それと、土木費の道路維持費の中で狭隘道路整備等促進事業費、これも256万6,



000円減額となっておりますが、なかなか狹隘道路の整備、いろいろな条件があって進まないのかなと想像されますけれども、これらの実情について説明いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、第1点目の難視聴対策事業費の関係でございます。350万円の減額ということでございますが、平成25年度につきましては、市内の3地区におきまして共同受信施設の整備を実施いたしました。実施をいたしました。この共同受信施設の整備につきましては、国から3分の2の補助金が支出されます。合わせましてNHKのほから1世帯当たり10万円の補助が出るようになっております。

全体の事業費から、国の補助金、NHKからの補助金を控除いたしまして、1世帯当たり3万5,000円を超えた分を市のほうから補助金として支出するという仕組みになってございますが、この3地区とも1世帯当たり3万5,000円を超える事業費ではなく、それ以内で収まったということで、平成25年度の予算350万円予算を確保いたしました。支出の必要がなくなったということで減額したものでございます。

それから、難視聴対策の進捗状況ということでございますが、今年の2月20日現在の数字でございます。本市におきます難視聴対策の対象世帯数1,233世帯のうち、1,055世帯が対応を完了しております。残りが178世帯ということですので、全体の5.5%ほどが今後対策が必要となるということでございますが、こちらにつきましては、現在、暫定的に進めておりますセーフティーネットの対策が来年の3月をもって終了するというので、まだ、この対策が終わっていない178世帯につきましては、国の出先機関でございませうデジサポとちぎというところが高性能アンテナ等を使って、難視聴を解消する対策を今後進めていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 渡辺議員の狹隘道路整備事業促進事業の256万6,000円の減額の理由等について答弁させていただきます。

昭和44年度に旧烏山町が宅地分譲したしのぶヶ丘団地内が公図との食い違いにより、地域住民に支障を来したため地籍調査を実施することにより、整合を図ることとしました。それに伴い、平成21年度より、国の狹隘道路拡幅整備事業を導入し、公図確定後、狭い道路を4メートルに拡幅実施するという予定でございました。

平成23年3月の東日本大震災により、地籍調査事業の事業確定がおくれております。その関係で補助事業が実施できない部分がありますので見送っております。

あと、那須烏山市の市街地を中心に建築基準法42条第2項という、みなし道路規定の狭い道路、これが多々あります。今後、緊急時、家の新築時等に、いろいろ支障がありますので、他の市町村の事例等を研究し、本市に合った事業の対応を考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） おおむね了解しました。難視聴対策については、平成25年度350万円取ったんだけど、全く必要なかったので100%減額しますということですね。この後の平成26年度事業費を見ましてもゼロとなっていますので、予算計上しなくても残りの178世帯は対応できるということでしたのかなど。それでよろしいですか。

もう1点、狭隘道路の関係であります。確かに道路と言っても限られた宅地の中に住宅を建てているわけでありまして、地籍もはっきりしていないという状況で震災等もあり、地籍調査そのものがおくれたんだという説明であります。今後も住民の方たちとの改築とか、いろいろなそういったものに合わせながら、多分取り組まれることだと思いますけれども、継続して取り組む基本的なことだけお聞きいただければと思います。以上2点。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今後の難視聴対策でございますが、平成25年度までに共同受信組合、これは19組合が設立されまして整備が終了いたしました。先ほど申しました178世帯については、今後、個別の対応ということで高性能アンテナ等を使った対応ということになりますので、こちらは国のほうの支援によって整備をするということでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 渡辺議員の今後の狭隘道路の考え方について答弁させていただきます。

市街地の狭い道路、これは火災、緊急時の通行等、建築基準法の建築確認申請上大変問題になっております。栃木県内の各市町村も狭隘道路拡幅整備事業とか、建築基準法第42条第2項道路整備指導事業とか、市単独で分筆費用の助成とか隅きりをした場合の奨励金等々を払っている例がございます。そういう先進地的な事例を研究し、本市に合った制度の導入を考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 一般会計の補正予算の中から1点だけお伺いいたします。

7款商工費の5目観光施設費なんですけれども、この説明の中に、山あげ会館運営費とあります。運営費45万4,000円とありますけれども、これは指定管理費が年々増加した中で

支出をされているわけですが、この運営費というのは、その指定管理費の中に含まれるべきものなのではないのかなと思うんですが、ここに挙げてある運営費の内容についてお聞きしたい。

それから、もう1点は、山あげ会館、入館料を確か下げたと思うんですね。1年ぐらい前で、入館料を下げたのは。それ以降の入館者数はどのようになっているか。これ、今わからなければ後で結構ですけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 久保居議員の7款の山あげ会館運営費関係でございますけれども、この補正につきましては、山あげ会館の空調設備の、山あげ会館の後ろにあるんですが、地下埋設オイルタンク、150リットルのタンクがあるんですが、及び配管等からオイルが漏れているというようなことで、検査の結果、そういったオイル漏れの指摘がございました。

それで、そのオイルを使わずに、新たにオイルタンクということで400リットルのタンクに入れまして、ポンプ室にそれを送ろうというようなことで、それらのタンクの修繕というか、新たに購入しまして設置しましてポンプ室に送るために45万4,000円ということで、これらの修繕というか、そういった経費でございまして、確かに管理規定の中で基本協定の中の16条に、1件10万円、累計が30万円を超える場合は市と別途協議というようなことで、30万円も超えておりますので、別途協議の上、施設の維持管理をしていかなければならないものですから、そういったことで今回補正をいたしまして対応していきたいというふうに考えております。

2つ目の山あげ会館の料金を下げましたけれども、その入館者数についてはちょっと手元ありませんので、後で御報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今の課長の説明で了解いたしました。ただ、山あげ会館運営費と書いてあったものだから、運営じゃなくて、今の答弁を聞くと、その施設設備の改修費ですね。わかりました。

○議長（佐藤雄次郎） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 一般会計のほうですが、総務費の財政調整基金で1億9,764万1,000円、これ、積み立てになっておりますが、現在の基金の残高、そして使用目的があるとすれば、ちょっと教えていただきたい。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、19ページの財政調整基金費の内訳でございますが、説明の欄にございますように、大部分が利子基金から発生しました利子の積立に関しまして、利子が当初予定したより減額となったものですから、その減額をいたすものでございます

が、この中で周辺設備整備基金費でございますが、これらについては財源に今回、事業費の精査に伴って財源に余裕ができた部分、こちらにつきまして将来の施設整備に備えて1億9,521万2,000円を積み立てる。

合わせまして、ふるさと応援基金費につきましては、先ほどありましたように、7名、1団体から、今年度ふるさと応援基金、新たに寄附をいただいておりますが、こちらにつきましては一旦基金のほうに積み立てをいたしまして、次年度以降、当初予算編成の際にそれぞれ関係する事業に充当するために積み立てを行ったというものでございます。

ちなみにそれぞれの基金の残高ということでございますので、御説明をさせていただきますが、財政調整基金につきましては、所要の調整を行いまして、今年度末残高を23億2,100万円。それから、周辺設備整備基金費につきましては、13億9,900万円ということで予定をいたしております。なお、今ありましたふるさと応援基金につきましても650万5,000円、今年度末での残高ということになっております。なお、平成26年当初予算で所要の取り崩し等もございますので、そちらのほうによりまして、若干調整をさせていただくことになっております。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほど説明があったのかもしれませんが、原子力発電所事故賠償金306万6,000円ということですね。これの詳しい内容についての説明があればお願いしたいと思います。

次は、20ページですけど、運転免許証自主返納者支援費というのが30万円増額になっておりますが、おおむね平成25年度はこれで何名ぐらい返納されたのか。今までの累計で何名ぐらい返納されたのか。数字があれば説明をお願いします。

23ページ、高齢者生きがい対策費、これは高齢者福祉ですけれども、145万7,000円増額になっておりますが、その内容について。

その下の児童措置費の広域利用保育委託費260万円とありますが、これについても説明をお願いします。

24ページ、民生費生活保護総務費でございますが、1,387万6,000円計上されておりますが、この増額の中身。

さらには衛生費の保健衛生総務費で1,040万円8,000円ですね。これについてもお示しをお願いします。

25ページ、衛生費の塵芥処理費でございますが、591万9,000円ということでございます。これについても内容をお示しいただきたいと思っております。

27ページ、イノシシ捕獲促進強化事業費98万円とありますが、これについても内容につ

いてお示しをいただいて、なおかつ平成25年度中には、これを含めてどれぐらいの捕獲になったのか、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） まず、18ページ、原子力発電所事故賠償金306万6,000円の内容について説明をさせていただきます。

これは東京電力への原子力事故の賠償金ということで、この金額は食品の放射性物質測定装置3台、平成23年度の3月の定例議会において補正で議決いただきまして、3台配備したそのものについて、また、あわせて、それらに付属する消耗品等、それらの合計306万6,000円になっております。

なお、そのほか、それに先立ちまして、県等と共同歩調で行っております賠償等につきましては、交付税算入措置がなされていたりとか、そのようなことで別なほうで国のほうから財政措置をいただいて対象外という形になっております。

続きまして、20ページの運転免許証自主返納者支援費について説明をさせていただきます。これらについて当初は20人ということで見込んでおりましたが、15人程度増額をさせていただくということで、現在、既にその今年度の返納者数はそれを上回る37名になっております。ところが、この支援費というのは実際に2万円分のタクシー券とか市営バスの回数券とか、そういうものを実際購入して使用した後に各事業所から請求されたものでございますので、それらのこれまでの傾向を見込んだ数字で増額を要望しております。

なお、これまでの実績でございますが、平成23年度16名、平成24年度41名、現在のところ、平成25年度が37名ということですので、合計94名になるかと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 健康福祉課においては3点質問がありましたが、まず、23ページの高齢生きがい対策費145万7,000円の増額補正の内容ということですが、これは高齢者福祉タクシーの利用ということで、利用者が約207名ということで当初試算したときの利用率を5割ということで試算したところですが、実際、平成25年度の状況からしますと7割近い利用率があったということで、利用者はほとんど変わらないんですが、145万7,000円の増額補正としたものでございます。

次に、24ページの3款1目の生活保護総務費ということで、1,387万6,000円の増額の内容ということですが、これ、2点ありまして、1点は、平成24年度的生活保護費の国庫負担金の精算による返戻金ということで1,383万8,000円。

2点目はセーフティーネットですね、システムのほうの支援対策の補助金の返戻金ということで3万8,000円で合わせて1,387万6,000円ということになります。

続きまして、4款1目の保健衛生総務費の増額ということですが、これにつきましては、広域行政事務組合の負担金的那須南病院費の交付税分の確定によります増額補正ということになります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 衛生費の中の塵芥処理費の中の塵芥収集処理費の25ページですけども、591万9,000円について御説明申し上げます。

まず、委託料のほうなんですけれども、これは震災の瓦れき、木質処理の最終的な精算ということでのものがございます。実際に処理を最終的には木質と瓦れき含めまして1万4,589トン余になる予定でございます。

あと19節の負担金、補助金及び交付金の85万円ですけども、これは広域のごみ処理負担金の中の交付税分が増額になりましたので、85万円を増額するものです。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、質問にお答えをいたします。

23ページの広域利用保育委託費260万円の増額でございます。当初8園8人を予定したところなんですけども、最終的には12園を利用することになりまして、事業費の精算による増額という形になります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 27ページのイノシシ関係でございます。まず初めに、頭数なんですけれども、烏山地区は2月まで、南那須地区の集計はまだ来ていませんので、最終的にはこれからですが、今現在のところ135頭捕獲になっております。

それで、今回補正をしたのは、捕獲成果報酬費ということで市単独で1頭当たり1,000円出しているものが、当初70頭で見ていたものですから、150頭にするには80頭分、8万円補正。

それから、前にも御報告申し上げましたが、国から1頭当たり6,000円の上乗せ補助が出るということで、150頭掛ける6,000円ということで90万円、合わせて98万円の今回の補正ということになってございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 歳入のほうになりますけれども、13ページの分担金、負担金ですね。民生費負担金、保育園の保育料保護者負担金、これが354万4,000円の減額ということになっておりますけれども、予定よりも何人ぐらい減額になったのか。またその理由としてはどんなあんばいなのかなというところをお尋ねしたいと思います。

次に、23ページの3番の民生費の児童福祉総務費、この中に放課後児童健全育成事業費というのが400万円三角になっていまして、これ、委託料で400万円となっているものですから、これはどんな事業を計画して委託をする計画だったのか。なぜ、それができなかったのか。その辺のところ、お願いできればと思うんですけれども。

あとは、熊田診療所の特別会計、ここで、へき地診療所の補助金ということでございます。このへき地診療補助金というものがどういうものなのか、教えていただければ、なぜ、補正前ゼロで今回、こういう補正がついたのかと。その辺のところも教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、まず大変申しわけございませんが、放課後児童クラブの減額のほうについて最初にお話ししたいと思います。

23ページですね。放課後児童クラブの400万円の減額につきましては、当初の年間の委託契約額が3,795万9,000円で予算の範囲内で支出をするということになっておりました。それが、1月24日に監査を行いまして、最終的に仮決算の結果、平成25年度の支出額が3,384万1,038円ということで、差し引き約400万円の減額ということで、実績から判断しますと400万円の減額ということで減額をさせていただきます。よろしく願いいたします。

調べてからお答えします。大変申しわけございません。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） へき地診療所補助金についての御質問がございました。へき地診療所補助金については、へき地地区ということで、おおむね半径4キロ以内に診療施設がない地区について設置をされた診療所について、その補助を行う国の助成制度に基づいて行われている事業でございまして、今回、補正で上げました件につきましては、この事業に手を挙げて補助金の申請を行ったのが平成24年度からでございまして、平成25年度について補助の確約がなかったことから、補正で交付の決定が来たということで補正で対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） そのへき地診療所の補助金ということで、このへき地診療は4キロ以内と、これ、いつのどういう決まり事で、平成24年、その前平成22年とか平成23年とかありますけれども、そういうところにもあったのではないかなと思うんですが、そうでないんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） この制度は渋井議員御指摘のとおり、その前からございました制度でございます。当時、診療所の先生が変わる前までは赤字経営というか、そういった状況でなかったことから、多分手を挙げなかったものかなと推察するところでございまして、この事業の運営費について、診療収入で足りない部分について、支出額が上回った部分の補助をいただいているものでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 赤字にしないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これ、なかなか難しいんだと思ひますが。

あともう一つ、使用料が減るといふことは、やはりお客さんといふか、保育園児が減るといふ単純な話なのかなと思ひますね。少子高齢化で今非常に厳しい時期にあるとは思ひますけれども、この辺も保育園にいつぱい来てもらうように子供を増やせるように、ひとつお願ひできればと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。後で数字はきちんとください。

○議長（佐藤雄次郎） 9番 板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 私、2点ほどお伺ひしたいんですが、まず、一般会計のほうの補正予算ですね。資料の12ページですね。これ、市税のほうなんですが、これを見ますと一番上の個人、法人ですね、6,300万円補正と。それから固定資産税1億1,000万円ということで、内訳は大分滞納繰越分がそれぞれ1,300万円と7,000万円の補正を組めたということで、大変収入が増えるわけですから、これは非常に徴収に努力されたのかなと思われるわけでございます。

まだ平成25年度は確定しておりませんが、平成25年度の徴収率ですね、これはどのぐらいで予想されますか、もし判断がついたらお伺ひしたいと思ひます。

それと、水道関係ですね。議案第18号の水道事業関係補正予算、2ページですね、内容は6ページに細かく出ておりますが、資本的収入及び支出ですが、この不足分ですね。これは留保資金で補填して収支ゼロにするわけですが、まず、資本的収入ですね。補正後は7,



975万8,000円の収入に対しまして、支出が4億2,594万5,000円で、差し引き3億4,618万7,000円にしたいという補正ですね。

これの内訳ですね。そのうち補填の財源は過年度分の留保資金三千百幾ら、消費税相当分ですね。調整額、これが137万円ほどあります。それと、減債積立金3,000万円、これを補正する、充当するという事なんですが、中身は当年度分の留保資金、これがどうなっているのか。これ、計上されていないんですが、今まで減債積立金、当然当年度分で補填してから足りない分は減債積立金ということになるかと思うんですが、その辺、補正後は当年度分の留保資金の計上がないんですね。これらの計上の仕方、ちょっと。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） それでは、最初の質問にお答えいたします。

今回、市税の補正しておりますけれども、市税の個人住民税1,300万円と法人市民税現年分5,000万円ということですが、これらにつきましては、補正予算策定時の徴収現額をもとに作成しております。また、固定資産税につきましても徴収済額をもとに作成してございます。

徴収率がどのぐらいかという御質問でございましたが、現在、個人市民税につきましては、前年度と比べまして1月末現在なんですけれども、1.45%増えておりまして75.46%、法人につきましては5.31%減っておりまして91.4%、合わせまして市民税は前年度と比べまして0.48%増の78.1%になってございます。

また、固定資産税につきましては、現年度分といたしまして1.34%増の92.92%、また、滞納繰越分につきましては3.28%増の6.16%ということで、固定資産税全体では1月末日現在で50.55%ということで、前年度同期に比べまして1.63%増になってございます。税金総額では全体で1.28%増の61.74%になっているわけなんですけれども、本年度につきましては残念ながら現年度に対して大幅な増は、前年度の決算が67.0%、市税全体でなっておりますけれども、それに対しての大幅な増ということはちょっとまだ見込めていないという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 水道事業会計の資本金的収入及び支出の補填財源の関係の御質問にお答えさせていただきます。

まず、減債積立金の3,000万円の補填でございますが、これは昨年の9月議会の補正予算におきまして、起債の繰上償還をいたしました。その時点で減債積立金が3,000万円ございましたので、それを充当させていただきますということで、それがずっと引き続いてここ

で補填しているものでございます。

このほかには、額がおおむね確定しているものとしまして、当年度分の消費税の収支調整額についても額が確定したために、今回載せてございます。その残りを過年度分の損益勘定留保資金を充ててございまして、それで1つ財源不足額が全部充当できました関係から、当年度分の留保資金は補填財源には使っていないというような状況でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。今、税務課長のほうから細かに答弁がありましてわかったんですが、平成25年度の見込みが61.74%ぐらいになるということで、前年度よりは落ち込むかな、これ。まだまだこれから、これは1月末の徴収済額に対する予想額ですから、これはまたかなり増えると思うんですが、ひとつなお一層、特にこの滞納繰越分の徴収に御努力をお願いしたいというふうに思っております。

それと今の水道のほうですね、当年度分につきましては、ほかの留保資金で充当したので当年度分は使わなくていいんだという答弁でございますが、この減債積立金、これは繰上償還に充当しているんですが、これは減債積立金の現在高というのはゼロになっているのかな。その辺ちょっと。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 減債積立金の平成25年度末では、平成24年度の決算額を積み立ててございますので、420万円に平成25年度末ではなる。

○9番（板橋邦夫） 420万円しかない。了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 6点ほどお伺いいたします。

まず、12ページの歳入です。ただいま板橋議員からも質問のあったところで答弁ももらっているわけなんですが、固定資産税の滞納繰越額で7,000万円ほど入っております。これは今まで懸案になっていたところの滞納が入ったのか。それとも、小口のものが合わせて7,000万円、徴収できると、そういうことから計上したのか、これが1点です。

次に、14ページの国庫補助金ですが、この説明欄の中間に防災情報通信設備整備事業交付金、これが515万円ほど減額になっています。この支出についても30ページにありまして、同じように工事請負費が減額になっておりますが、これはどのような事業をなぜ減額したのか、その理由についてお伺いします。

次に、3点目、これは支出の24ページです。これは先ほど提案理由の中で市長のほうから説明にありました、ここにこ保育園運営費でもって1,000万円ほど、1,078万円ほど減

額しましたね。これは臨時職員を採用しようとしたが採用できなかったと。そういうことで減額ということですが、ならば、この採用しなくても、もうどのような方法で現職員でもって賄えたのか。この辺の事情についてお伺いをしたいと思います。

次に、26ページの農林水産業費の中間あたりの説明欄に、新規就農相互支援事業、これは当初600万円とってありましたね。これは当初の説明では4人分、1人当たり150万円という説明を受けています。今回、225万円を減額しておりますが、この辺のところ、なぜ減額になったのか。新年度の予算を見ても、そこでもまた同じく600万円を計上しておりますが、先年は別にしても、この減額になった理由についてお伺いをします。

次に、29ページを開いていただきたいと思います。消防施設整備費、当初これは990万円とったところが、今回850万円減額になっております。大幅な減額ですが、なぜこれほどの減額をしたのか、お伺いしたいと思います。

次に、簡易水道事業の関係で1点お伺いいたします。簡易水道事業会計の5ページを開いていただきたいと思います。ここで雑入の中に、施設災害共済金が減額して100万円になっております。これ、なぜこの時点で100万円減額しなければならなかったのかについて質問をいたします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） それでは最初の固定資産税の滞納繰越分の7,000万円増額補正の内訳について御説明申し上げます。

12ページですね。この内訳は、歳入見込額、固定資産税の繰越分として今年度8,000万円ほど決算予定を見込みまして、補正前が1,000万円だったものですから、差額7,000万円という補正になっているわけなんですけれども、昨年度滞納繰越の決算を見ますと4,346万円ほどということで、昨年度の決算に比較しましても約3,700万円ほど増額になる見込みでございます。

今回、7,000万円の内訳は、そのうち大口滞納ということで、議員御指摘のとおり、補正したうちで大口滞納だった分がゴルフ場関係とか温泉関係とか、平成25年度に所有権移転とかありまして、それに伴い差し押さえ等を実施してございました関係で、5,450万円ほど今まで入っていなかった分がこの中に入っております、少し大きな補正額になったということでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 続いて14ページの防災情報通信設備整備費事業交付金

515万円減の内容について説明をさせていただきます。

この事業は、国が全額10割負担していただける事業でございます。内容は、Jアラート、武力攻撃等を想定して、例えばミサイルの発射情報とか、それらの情報を速やかに市民に伝えるためのものがございますが、これらのものについて自動起動装置を装備しまして、防災行政無線、またエリアメール等携帯3社のこの地域におけるメールへ一斉にその緊急事態を送信する。そのようなシステムを構築するものがございます。

当初は、国の標準事業費ということで私どももどのくらいかかるかわからないということで、国の標準事業費というもので要求をさせていただきましたが、本市においていろいろ仕様書等を作成して見積もり合わせを行った結果、減額になりましたので、国のほうへ返納をさせていただくこととなります。

なお、この自動起動装置でございますが、今後は各ホームページとかツイッターとかそれらの防災メールもしかりでございますが、これらのいわゆる緊急時の情報伝達手段へ同時に市のほうでも発信できるように、汎用性の高い機器を導入しまして、それらで瞬時に情報を伝達する。そのようなシステムを整えていくものがございます。

続きまして、29ページ、消防施設整備費のほうでございますが、850万円減額させていただきましたのは、当初は月次地区の小型ポンプ積載車、消防自動車の更新を予定しておりました。ところが、国のほうで救助資機材登載型車両、国のモデル事業で導入しないかということで、それに手を挙げたところ、当選しまして、これを月次の消防分団のほうに配備をする。そのようなことで、市で予定していた積載車の分850万円を減額するものがございます。

これにつきましては、東日本大震災において消火活動ばかりでは消防団の活動はいけないということで、救助活動もまた、もろもろの備えもしていただくために、消防力の配備基準というのを見直ししております。そのモデル的なものということで、今後、これらについては消防団も水出しだけでなく、いろいろな機器の習熟を図っていただいて、人命の救助とかそういうところの協力もしていく。そのようなことでの配備になっております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、お答えいたします。24ページの賃金1,078万8,000円の減額についてお答えいたします。

この減額につきましては、にこにこ保育園、すくすく保育園、嘱託保育士5名と看護師2名の再募集をしましたが、応募者がなく、登録保育士と保育補助で対応したため、かなり正保育士に負担がかかっております。結局その差額を今回減額したという形になります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 26ページの新規就農総合支援事業に関しましてですが、確かに当初4人の方で150万円、600万円ということで計上してございました。お二人の方は継続ですので150万円ずつ、お二人で300万円、それから、お一人は北海道から来ていたんですが、撤退されてしまいまして、お一人減でございます。それから、もう1人は宇都宮から来るということで頑張っていたんですが、補助要件にちょっと合わなかったものから、今回除外されている。そのかわり、お一人、八ヶ代のほうで若い人が野菜の関係で頑張っていたいております。

4人中お二人が該当しなくてなってしまったんですが、途中からお一人、要件に該当する方がいたものですから300万円で、あとお一人は年間150万円の2分の1の75万円、したがって、225万円の減額ということで、今回、減額補正をお願いしてございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 簡易水道事業特別会計の5ページになりますが、諸収入の雑入に施設災害共済金100万円の減ということでございますが、これにつきましては、簡易水道のエリアは主に那珂川より東側の地域で、落雷が非常に多いところでございます。水道施設に落雷になりますと、結構の金額がかさむということで、毎年歳入で共済金と歳出のほうで施設の修繕料を同額計上しておりますが、たまたま平成25年度につきましては、落雷事故が発生しませんので、共済費がなかったということで減額しております。支出のほうについては、かなり老朽化のため施設の修繕がありましたので、別な修繕と振り替えてございます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点ほど再度質問申し上げます。今、1点目は14ページの消防情報通信施設、これはミサイル発射の情報網の装置だということなんです。これ、具体的にどこにつけたんでしょう。幾らぐらいの費用がかかったんでしょうか。もしおわかりでしたら、これが1点。

それともう一つ、新規就農者が4人のところ3人ということですが、この3人は具体的にこの150万円程度では生活できないと思うんですが、あとはどのような支援というのをしているんでしょうか。自己資金でもってこれから農業をやろうとしているんでしょうか。この辺のところ、もしわかりましたら、少々答弁を願いたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） そのJアラートの件でございますが、既にこのJアラートにつきましては、危機管理室の事務所に設置をされております。今まではその国からの通報等、

また武力攻撃の関係、そのほか特別警報とか竜巻警報とか緊急地震速報、そういう情報が入ってくるものでございます。

これにつきましては、今までは烏山庁舎と南那須庁舎内での庁内の放送しかできない状況でした。それをやはり危機管理室内に自動起動装置というものを設けまして、防災行政無線と先ほど申しました通信3社のエリアメールに自動で送信できるような装置を、今年度工事費1,785万円でNTT東日本に発注をしまして工事を行っているところでございます。

ですので、これらについては先ほど申しましたように、これらの工事分については100%国からの交付金ということで、当初は2,300万円ということで予算を見ておりましたが、515万円を減額させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 新規就農関係でお答えします。今現在、お二人、年間満額の150万円、平成24年度からいただいております。下境の若い方は有機野菜79アールで直売所とかそういうところへ販売しまして何とか頑張らせていただいております。もう一方、熊田で頑張らせていただいている若い方なのですが、ネギが30アール、梨が22アールということで、この方も平成24年度から150万円ずつの対象者でございます。

それから、八ヶ代に来た方は途中からだったので75万円ということで、今年度初めてなんですけれども、確かに150万円、75万円では、議員御指摘のように生活するのは大変だとは思いますが、この方々結構恵まれていまして、地域の方々のいろいろな支援等々もいただいて、非常に周りのコミュニケーションもよく頑張らせていただいておりますので、何とかこれから販売価格を伸ばして生活していただけるように、行政としても応援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

1 番田島信二議員。

○1番（田島信二） 3点ほど伺います。

23ページの母子福祉事業費が782万9,000円減額になっています。これをお聞きます。

30ページ、小中学生海外派遣事業費100万円が減額になっている理由をお願いします。

34ページ、農地災害復旧事業費400万円、農業用施設災害復旧事業費700万円ちょっとですね、これの減額になっているのを伺います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 母子福祉事業費の中にはこども医療費、ひとり親家庭医療費とか、児童扶養手当事業費などが入っております。その中で一番の主なものといたしましては、こども医療費の500万円が減額という形になっております。そのほかはひとり親家庭医療費が71万円のプラス、そのほか妊産婦医療費が三角の200万円ということで、大体主な理由がそのような形です。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま御質問の30ページ、海外派遣事業100万円の減の御質問でございます。こちらにつきましては、ことしの5月20日から28日に中学生を海外派遣した事業の精算に伴う減額でございます。内容につきましては、当初予算では22人を予定しておりましたけれども、最終的には16人の参加ということで、この人数が減ったということに伴いまして減額の補正を組むものでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 34ページの災害復旧関係でございます。農地災害につきまして400万円、農業用施設で701万5,000円ということでございますが、いずれも農地のほうにつきましては1,400万円ほど予算をとってございましたが、工事発注の際にこれだけの精算ができたということで減額400万円。同じく農業用施設に関しましても同様でございます。当初予算からしまして設計、それから入札等々で701万5,000円の今回減額補正。精算のための減額補正ということでございます。

○1番（田島信二） わかりました。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 先ほど田島議員が聞いたように、ひとり親や母子家庭の費用自体も県からの支出が減っていますよね。町からも減っているということは、ひとり親家庭が減っているような気はしないのですが、お子さんの数が減って補助金自体が減っているのか。もしもわかれば、それを教えていただきたいのと。

あとは27ページのところにある観光振興費ですね。その中のJR烏山線沿線設備費が、こちらとりあえず工事請負費が200万円ほど下がっています。JR整備のほうで41ページにも下がっている同じ金額が出ていますが、これは工事請負というのはどのような工事のことですか。建物だけのほうの減額の点は違うと思うので、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、ひとり親家庭についてお答えをいたします。

当初ひとり親家庭の園児数を612名ということで考えていたんですが、現在、約595名ということで、その人数の差がこのような形になりました。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 川俣議員のJR烏山線沿線関係の工事請負関係ということで、214万3,000円の減額ということで、これにつきましては、施設ではなくて時計とかそういうものは撤去いたしましたけれども、そのほかに街路灯とかそういったところも考えていたんですが、街路灯につきまして、土木のほうで4基、駅前に設置していただけたというようなことで、街灯になると思うんですけれども、そのようなものですから、そういった工事の精算ということで減額で214万3,000円ということで減額するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 先ほどの熊田の診療所のことなんですが、へき地の手当てが出ていますよね、今回。たしか前の先生ときは利率もよかったと思うんですよ、診療費も入ってまして、ここまで補助金を出していなかったように思うんですが、確かに個人的にお会いすると、とても熊田診療所の先生っていい方なんですけれども、ここまで診療費が伸びないというのはどうにか尻をたたく方法はないのかというのは、もう私が気になってからずっとなんですけど、4年かけて何かされているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） 熊田診療所の適正運営ということで再三決算議会とかで議員様方から御指摘を受けて、その運営について憂慮されている御提案がございました。そこで、市民課としまして、先生と御相談の上、いろいろとやってきているところですが、昨年ですが、まず、地域の住民の皆さんと先生の信頼関係を築くということで、先生みずから講師となって、インフルエンザ予防についてということで地域の熊田地区の住民の方をお集めして、そういった講話と質疑応答というような時間を設けてまいりました。

平成26年度につきましても、なかなか特効薬として一気に診療報酬が上がるとか、お客さんが増えるという状況にはございませんので、まずは信頼関係を築くということで、診療所に来やすい環境づくりということで、先生の講話等をまずはノロウィルスとか熱中症であるとか、その季節季節に応じた講話会を開いて、地域住民の方と信頼関係を築いていきたいということで現在、平成26年度の事業について有我先生と相談して、そういった方向でいいということで了解を得ているところでございます。



○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 有我先生自身はとってもいい方なんです。穏やかで。ですから、ぜひわかってもらえれば患者数はかなり増える方だと思うんですね。ですから、講話もありますが、できたら往診みたいな体制を、電話で対応してみるとか、そういうので増やすとかというのから増やしていけば、先生のよさがわかってもらえるのではないかと。

やはりもったいないと思うんですよ。せっかく市長と同じか市長より上のお給料をもらっている方に、補填を毎回やっているというのは逆の話だと思うんですよ。彼の収入から税金をこちらがもらうほうなのに、毎回補填をするような業務では、彼自身も大変だし、市が何よりも一番よくないことだと思います。ぜひとも上手に尻をたたいて、いい運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 大変申しわけございませんでした。先ほどの渋井議員の13ページの民生費負担金保育園保育料保護者負担金の354万4,000円の減ということについて、お答えをいたします。

これにつきましては、歳出の23ページをごらんいただきたいと思います。民生費の児童措置費の欄の市立保育園施設運営委託事業費三角の3,454万2,000円、これが主な理由として挙げられます。その中で、市立保育園の当初の人数と烏山保育園、宮原保育園、みどちゃん保育園を当初4月、212名を予定しておりました。

実際に4月1日に入った人数が180名ということで、4月で言いますと約32名の減額となっております。最終の2月現在ですと、予算上212名が192名ということで20名減となっております。年間を通すと、約20から30名の月、人数が減っております。その関係で減ったということで、今回、13ページの保育園保育料保護者負担金354万4,000円が精査という形になっております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 渋井議員、よろしいですね。

ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第18号までの9議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。  
採決いたします。

初めに、日程第18 議案第10号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算第5号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第11号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第12号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第13号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第14号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第15号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第16号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第17号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第18号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時57分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

まず最初に、久保居議員に対して先ほどの商工観光課長から答弁漏れがありましたので、商工観光課長のほうからお願いします。

羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 先ほどの補正予算の中で、久保居議員から質問がございました山あげ会館の料金値下げにつきましては、7月1日から実施をしたところでございまして、平成24年の7月から1月までの入館数が4,505人で、平成25年度の7月から1月末ま

でございますけれども、7カ月間ですね、それが6,140人ということで、今のところ、136.29%ということで、36.29%増になっているような状況でございますので、大変申しわけありませんでした。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤雄次郎） お諮りいたします。日程第27 議案第1号から日程第35 議案第9号までの平成26年度当初予算の9議案を一括議題としたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程 第27 議案第 1号 平成26年度那須烏山市一般会計予算について
  - ◎日程 第28 議案第 2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
  - ◎日程 第29 議案第 3号 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
  - ◎日程 第30 議案第 4号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
  - ◎日程 第31 議案第 5号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
  - ◎日程 第32 議案第 6号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
  - ◎日程 第33 議案第 7号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
  - ◎日程 第34 議案第 8号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について
  - ◎日程 第35 議案第 9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（佐藤雄次郎） したがって、議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計予算から議案第9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計予算までの9議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## 〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度那須烏山市一般会計予算についてであります。本市の財政状況は、市債残高が増嵩するとともに、経常収支比率が高率に推移するなど、財政の硬直化が懸念をされているところであります。

歳入では、アベノミクス効果も地方において実感するには至らず、市税収入は伸び悩んでおります。また、地方交付税を初め国県補助金の縮減、廃止など、財政確保がますます困難な状況にあります。さらに社会保障と税の一体改革に伴う消費税率の引き上げは、歳入歳出両面においてさまざまな影響がございます。

一方の歳出は、合併特例債の発行に伴う市債償還金や少子高齢化社会の進展に伴う扶助費、医療費の増加に伴う国民健康保険や介護保険等への繰出金等が増加をし、厳しい財政運営が続くものと予想されております。

このような中で、市民目線で開かれた行財政運営を目指し、市民福祉の向上と安全、安心なまちづくりを進めるため、市総合計画後期基本計画に基づきながら、効率的で効果的な事業展開を図ることといたしております。

平成26年度予算は、今後の公共施設再編整備計画等に基づく投資的経費や消費税増税等を考慮し、限られた財源を計画的に活用することを基本として予算を編成いたしました。

この結果、平成26年度一般会計の歳入歳出予算総額は116億9,300万円とし、前年対比3,800万円、0.3%の減額といたしました。主な内容を申し上げます。

まず歳入であります。市税は、前年度比4,580万7,000円、1.6%増といたしまして、総額で28億3,912万円を計上いたしております。

主要税目では、市民税は、個人・法人市民税ともに若干の増額を見込み、固定資産税は昨年度とほぼ同額を見込んでおります。地方消費税交付金は、社会保障の財源確保のために消費税を5%から8%に引き上げとなりますことから、前年度比1億円増の3億5,000万円といたしました。

地方交付税であります。地方財政計画等を勘案し、前年度比2.0%増44億8,000万円を計上いたしております。このうち、普通交付税は40億円でありまして、前年度確定額41億2,315万2,000円に対しまして、2.9%減であります。

国庫支出金は、道路整備事業の社会資本整備総合交付金、荒川中学校施設整備事業の公立学校施設整備補助金等の増額によりまして前年度比9,816万6,000円、9.7%増の11億902万4,000円といたしました。

繰入金は、財源不足を財政調整基金等から繰り入れるもので、前年度比8,856万7,000円で、19.2%増の5億4,967万5,000円を計上いたしました。

市債は、道路整備事業、荒川中学校施設整備事業などの合併特例債が主で、前年度比3億8,560万円、29.2%減の9億3,570万円であります。

臨時財政対策債は、地方交付税と同じく国の地方財政計画等を勘案し、前年度比8.7%増の5億円といたしました。

次に、歳出であります。議会費は欠員があった議員が定数となりますことから、議員報酬等を増額し、前年度比704万9,000円、4.8%増の1億5,489万円といたしました。

総務費は、市有財産整備費や市議会議員選挙費の増額などによりまして、前年度比489万7,000円、0.4%増の12億9,721万3,000円を計上いたしました。

民生費は、国民健康保険、介護保険特別会計繰出金の増加があるものの、前年度高齢者福祉施設整備費等の減額などによりまして、前年度比8,031万6,000円、2.3%減の34億1,449万2,000円といたしました。

衛生費は、南那須地区広域行政事務組合の負担金の増額やグリーンニューディール基金事業費などにより、前年度比9,046万7,000円、6.6%増の14億6,907万6,000円を計上いたしました。

労働費は、雇用対策事業の縮小によりまして、前年度比45.2%減の57万7,000円あります。

農林水産業費は、農業振興費や市単独林道整備事業費の減額などにより、前年度比2,653万円、7.0%減の3億5,279万9,000円あります。

商工費は、企業誘致事業費や観光協会支援事業費などの充実によりまして、前年度比1,618万4,000円、4.4%増の3億8,014万8,000円を計上いたしました。

土木費は、社会資本整備総合交付金、合併特例債等を活用した道路整備費などによりまして、前年度比5,445万4,000円、5.8%増の9億9,702万2,000円を計上いたしております。

消防費は、南那須地区広域行政消防庁舎建設事業負担金の減額などにより、前年度比5億6,163万円、47.7%減の6億1,574万1,000円となりました。

教育費は、教育情報ネットワーク整備事業費や荒川中学校施設整備費などによりまして、前年度比2億2,520万6,000円、19.2%増の13億9,682万2,000円あります。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比では、民生費29.1%、衛生費12.6%、公債費12.2%、教育費11.9%順となりました。

また、性質別構成比では、補助費が19.3%を占め、以下、人件費の17.3%、扶助費、物件費がそれぞれ14.5%となっております。

次は、議案第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っており、その運営は極めて厳しい状況にあります。このため、経費の節減合理化を図りつつ予算を編成いたしました。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明を申し上げます。平成26年度事業勘定の歳入歳出予算総額は、前年度比0.7%増の35億7,590万円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が予算総額の63.7%を占め、次に、後期高齢者支援金等14.6%、共同事業拠出金12.5%、介護納付金6.7%となっております。

主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金であります。このうち国民健康保険税は、所得増に伴う課税標準額の増加に伴い、前年度比0.5%増の8億5,850万円を計上いたしました。また、財源不足につきましては、財政調整基金繰入金より1億4,600万円、一般会計より繰入金1,997万3,000円を措置いたしました。

次に、診療施設勘定であります。平成26年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、前年度比2.4%減の7,310万円であります。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の60.5%を占め、次いで医業費が36.0%であり、主な財源は診療収入であります。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第3号 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。平成26年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、消費税の増税等に伴い、前年度比90万円、1.7%増の5,320万円であります。

歳出の主な内容は、総務費が62.8%を占め、続いて医業費が35.2%であります。これら財源は、診療収入及びへき地医療交付金をもって措置し、不足財源につきましては一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

診療所は地域の一次医療機関といたしまして、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。経営につきましては厳しい状況にありますが、今後とも健全経営に努めてまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号は、平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額は前年度比1,570万円、5.1%増

の3億2,370万円であります。歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が88.8%を占め、次いで健康診査事業が9.2%であります。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度比約6%増の2億248万6,000円であります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するために、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,511万1,000円、事務費繰入金は1,454万2,000円を計上いたしました。

なお、後期高齢者医療の被保険者見込み数は4,912人でありまして、昨年度の平均被保険者見込み数4,863人の1%増といたしております。

議案第5号は、平成26年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。平成26年度介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1億3,270万円、5.4%増の25億7,190万円であります。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料を初め国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金、県支出金及び一般会計繰入金であります。

歳出の主な内容は、介護サービスにかかる介護保険給付費や地域支援事業費等であります。平成26年度は高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の最終年度となりますが、引き続き介護給付費の適正化に努めてまいります。

また、高齢者への介護予防事業といたしましては、市地域包括支援センターを中心に、いきいきサロンの拡充、ふれあいの里事業の新規開設、介護予防プログラム、総合相談事業、認知症施策事業など積極的に取り組み、介護予防と健康増進を推進してまいります。

さらに、介護老人福祉施設等の基盤整備を支援し、本格的な高齢化社会に対応するため、介護サービスの充実と質の向上、そして介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

議案第6号は、平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。平成26年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比790万円、14.1%増の6,370万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしました。平成26年度は、消費税法の改正により、歳入歳出の消費税等に影響が出ております。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、平成25年3月末の水洗化率は83.1%となっております。

議案第7号は、平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。平成



26年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1億2,710万円、34.7%増の4億9,290万円であります。歳出の主な内容は、水処理センター等維持管理費、舟戸マンホールポンプ場建設工事費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。平成26年度は、消費税法の改正により歳入歳出の消費税等に影響が出ております。

下水道事業は、平成25年3月に全体計画の見直し及び認可区域の拡大を行いました。烏山中央処理区における平成25年3月末の整備面積は約100.3ヘクタールで水洗化率は31.3%。年間汚水処理量は13万1,400立方メートルでございます。

また、南那須処理区は、平成25年3月末までに全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備を完了しており、水洗化率は87.8%、年間汚水処理量は21万1,900立方メートルであります。今後は、烏山中央処理区の整備を進めるとともに、引き続き水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいる所存であります。

議案第8号は、平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。平成26年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比330万円、3.3%増の1億80万円であります。主な内容は、県道改修に伴う配水管の布設替事業費及び人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息であり、その財源は水道使用料、加入金、一般会計繰入金等であります。

なお、平成26年度は、消費税法の改正により歳入歳出の消費税等に影響が出ております。

簡易水道事業は、安心安全な水道水を供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、円滑な事業運営と水道施設の維持管理に万全を期してまいる所存であります。

議案第9号は、平成26年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。平成26年度水道事業会計予算当初の業務概要は、給水戸数8,636戸、年間給水量235万8,534立方メートル、1日の平均給水量6,461立方メートル、主な建設改良事業費4,238万円であります。

収益的収入の主な内容は、水道料金、他会計補助金等で予算総額5億9,432万5,000円であります。収益的支出の主な内容は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で予算総額5億8,690万2,000円でございます。

投資的経費である資本的収入の主な内容は、他会計出資金等で予算総額5,683万2,000円あります。資本的支出の主な内容は、建設改良費として神長、月次、愛宕台地内の配水管布設事業費等あります。そのほか、企業債償還元金等を含む予算総額は3億2,044万5,000円あります。

なお、平成26年度は、消費税法の改正により収入支出の消費税等に影響が出ております。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、引き続き健全な運営と公共の福祉の増進を心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいりたい所存であります。

また、事業経営につきましては、収納率の向上、経費の節減など、なお一層の企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上を図りますとともに、自然災害に対する備えも十分に配慮しながら、公衆衛生の維持と安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括をして提案理由の説明を申し上げました。どうぞ慎重に審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程中の平成26年度当初予算につきましては、3月7日の本会議において総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、平成26年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月7日と決定いたしました。

---

### ◎日程第36 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第36 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり1件です。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

---

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

〔午後 3時20分散会〕